

# 冷凍食品技術研究

(Frozen Foods Technical Research)

No. 86  
2010年3月  
発行

## 目 次

|                                 | 頁                    |
|---------------------------------|----------------------|
| 〈講演要旨〉 平成21年度第3回講演会について         |                      |
|                                 | 冷凍食品技術研究会事務局 ····· 1 |
| 〈講演要旨〉 「最近の食品衛生の話題」             |                      |
| 厚生労働省医薬食品局監視安全課                 |                      |
| 課長補佐                            | 松岡 隆介 ····· 2        |
| 〈講演要旨〉 「工場における水の管理」             |                      |
| キリンエンジニアリング株式会社                 |                      |
| 第3プロジェクト部                       | 志村 一彦 ····· 14       |
| 営業部                             | 鈴木 晴彦                |
| 〈講演要旨〉 「最近の包材トレンド」              |                      |
| 凸版印刷株式会社生活環境事業本部                |                      |
| 販売促進部                           | 山本 俊己 ····· 24       |
| 環境ビジネス部                         | 梅田 勝彦                |
| 環境ビジネス部                         | 高村 康正                |
| 〈食の安全〉 「豊かな食生活を目指して」－農薬の光と影－    |                      |
| 財団法人 日本冷凍食品検査協会                 |                      |
| 理事                              | 高井 陸雄 ····· 33       |
| 〈商品開発〉 「フローズンチルド食品の開発」          |                      |
| ハウス食品株式会社ソマテックセンター              |                      |
| チーフ研究員                          | 宮尾 宗央 ····· 40       |
| 〈文献紹介〉 『ここがポイントかな？ 食品冷凍技術』      |                      |
| 社団法人 食感性コミュニケーションズ（日本冷凍空調学会 参与） |                      |
|                                 | 白石 真人 ····· 44       |
| 〈日冷検情報〉 平成22年度 セミナ一年間スケジュール（月別） |                      |
| 財団法人日本冷凍食品検査協会企画開発事業部           | ···· 55              |
| 〈事務局連絡〉 平成22年度 年間活動予定（スケジュール）   | ···· 56              |
| 〈編集後記〉                          | ···· 57              |

冷凍食品技術研究会

<講演要旨>

平成21年度第3回講演会について

冷凍食品技術研究会  
事務局

今年度も12月恒例の年末講演会は盛況のうちに無事終了した。講演内容は下記の通りであつた。(講演内容の詳細は次ページ以降に掲載)

記

1 日時：平成21年12月4日（金）13:00～17:30

2 会場：メルパルク東京（6階 ルミエール）

3 講演テーマ：

講演I 「最近の食品衛生に関する話題」

厚生労働省 医薬食品局食品安全部

監視安全課 課長補佐

松岡 隆介氏

講演II 「工場における水の管理」

キリンエンジニアリング株式会社

第3プロジェクト部 副部長

志村 一彦氏

講演III 「最近の包材のトレンド」

凸版印刷株式会社 生活環境事業本部

販売促進部 部長

山本 俊巳氏

環境ビジネス部プランナー

高村 康正氏

以上

<事務局から>

本文中で、内容の判読、判別ができずお困りの方は、事務局までお問合せ下さい。  
ご指定の箇所を拡大してお送りします。

お問合せ先：冷凍食品技術研究会事務局（担当：佐藤）

〒105-0012 東京都港区芝大門2-4-6 ((財)日本冷凍食品検査協会内)

TEL: 03-3438-1411 FAX: 03-3438-1980

E-mail: h\_sato@jffic.or.jp

## <講演要旨>

### 最近の食品衛生の話題

厚生労働省医薬食品局監視安全課  
課長補佐 松岡 隆介

### 最近の食品衛生の話題

平成21年12月4日  
厚生労働省医薬食品局監視安全課  
課長補佐  
松岡隆介

### 消費者庁の設置

- ・平成21年9月発足
- ・総務課、政策調整課、企画課、消費者情報課、消費者安全課、取引・物価対策課、表示対策課、食品表示課
- ・食品安全委員会、消費者庁、厚生労働省、農水省の連携が必須

### 花王エコナ関連の問題

- ・特定保健用食品としての許可
  - 平成10年、特定保健用食品として表示が許可
  - 本業務は、消費者庁に移管
- ・問題の所在
  - DAG(発がんプロモーション作用)
    - ・食品安全委員会の評価結果待ち
  - グリシドール脂肪酸エステル(不純物)
    - ・発がん物質であるグリシロールの関連物質(今般の問題)

### 1. 食中毒被害情報管理室の設置

食品流通の多様化等に伴い、食中毒による重大な健康被害が広域・大規模に発生することを防止するための危機管理体制の整備が求められています。

2008年に広域発生した中国産冷凍餃子による薬物中毒事案では、最初の発生から約1ヶ月厚生労働省に情報が入らず、行政の対応が遅れたことへの改善として、夜間休日を含めた緊急時における情報伝達の徹底と情報の集約・一元化による健康被害の早期発見と被害拡大防止が強く求められた。

課題：食中毒による重大な健康被害の早期発見と被害拡大防止体制の強化

### 食中毒被害情報管理室について

▶平成21年4月1日に設置

#### 所掌事務

食中毒被害情報管理室は、飲食に起因する衛生上重大な危害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態に関する情報の収集、管理及び分析並びにその結果の提供に関する事務をつかさどる。



食中毒の早期探知と健康被害の拡大防止を図る。



### 食中毒被害情報管理室設置の経緯

#### 〈中国産冷凍餃子を原因とする薬物中毒事案〉

- ・平成19年12月から平成20年1月までの間に千葉県及び兵庫県で3家族10名の有機リン中毒患者が発生。
- ・中毒の原因物質であるメタミドホスが、どこでどのように混入されたかは未だ究明されていない。
- ・原因が究明されなくとも、公衆衛生の観点からこの中国産冷凍餃子を原因とする薬物中毒事案について、問題点を総括することで、今後の食中毒対応をより効果的に実施することが出来るとして、行政及び事業者等の対応の検証と改善策をまとめ、昨年7月に公表した。

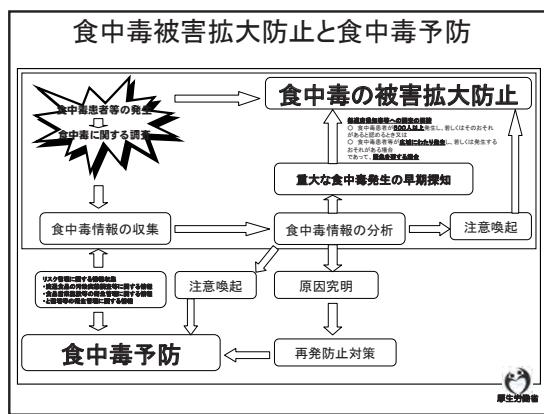
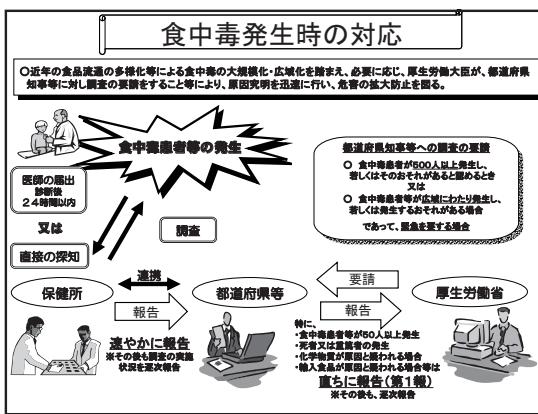


千葉県内流通品  
「Kōchi no chōzuhitogiri」  
製造日：07/10/20  
賞味期限：1年  
輸入者：JTフーズ(株)  
販売元：日本生協



兵庫県内流通品  
「Kōchi no chōzuhitogiri」  
製造日：07/10/20  
賞味期限：6ヶ月  
輸入・販売元：JTフーズ(株)





**厚生労働省**

**食芸健康被害情報メール窓口**

※本郵便は「厚生労働省・疾病予防・健康戦略室」へ封筒裏面に記載された方へ、そのように傳達される郵便物の「食芸健康被害情報メール窓口」宛て受け取れます。丁寧に  
お読み頂けますようお願いいたします。

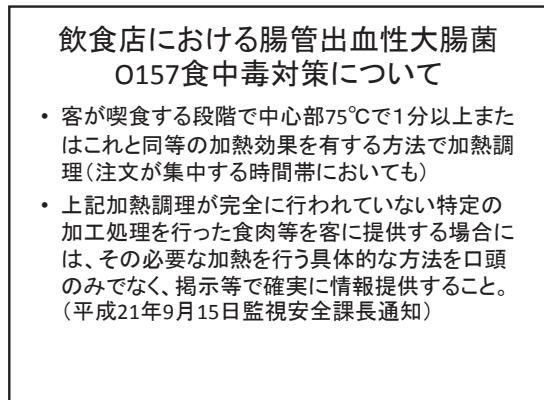
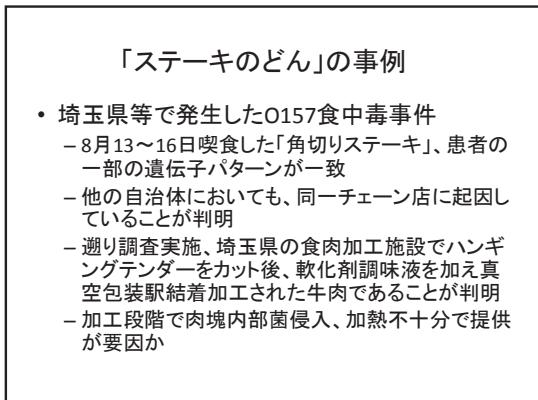
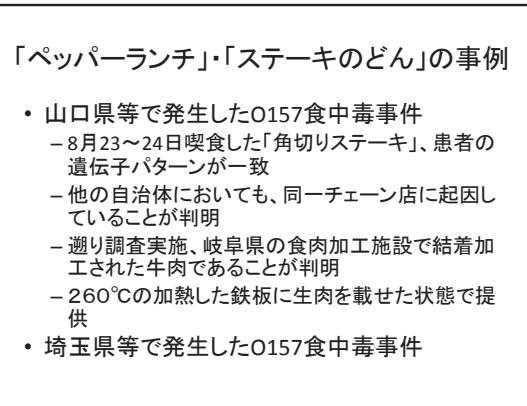
お書き下さった場合は、必ず記入してお手紙を送付下さい。

お問い合わせ窓口  
1. 食芸健康被害情報メール窓口  
2. 食芸  
3. 食芸監視対象飲食店登録  
4. 食芸セーフティーランチ登録  
5. 飲食店登録  
6. 健康管理登録

④ 連絡方法  
以下の送信フォームにより受け付けます。

主旨欄  
ご記入下さい。  
※本郵便は「厚生労働省・疾病予防・健康戦略室」へ封筒裏面に記載された方へ、そのように傳達される郵便物の「食芸健康被害情報メール窓口」宛て受け取れます。

送信先  
〒102-8554 東京都千代田区霞ノ町2-2-3  
厚生労働省・疾病予防・健康戦略室  
電話 03-5546-0428

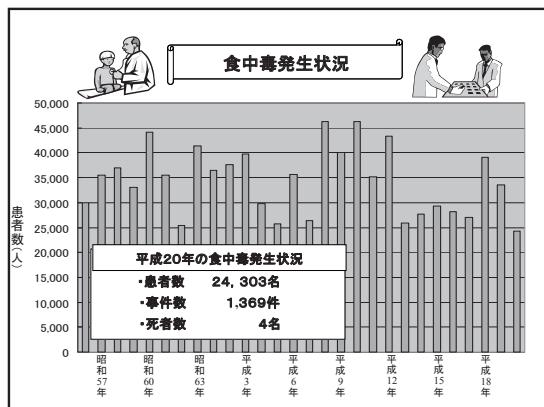


## 2. 最近の食中毒発生動向について



### 食中毒の発生状況

| 年     | 事件数   | 患者数    | 死者数 |
|-------|-------|--------|-----|
| 平成12年 | 2,247 | 43,307 | 4   |
| 平成13年 | 1,928 | 25,862 | 4   |
| 平成14年 | 1,850 | 27,629 | 18  |
| 平成15年 | 1,585 | 29,355 | 6   |
| 平成16年 | 1,666 | 28,175 | 5   |
| 平成17年 | 1,545 | 27,012 | 7   |
| 平成18年 | 1,491 | 39,026 | 6   |
| 平成19年 | 1,289 | 33,477 | 7   |
| 平成20年 | 1,369 | 24,303 | 4   |



### 食中毒の発生状況

| 年     | 事件数           | 原因食事が判明している事件数 | 原因物質が判明している事件数 | 原因施設が判明している事件数 |
|-------|---------------|----------------|----------------|----------------|
| 平成12年 | 2,247(43,307) | 979(38,034)    | 2,159(41,202)  | 1,146(40,875)  |
| 平成13年 | 1,928(25,862) | 829(21,291)    | 1,838(23,499)  | 985(23,828)    |
| 平成14年 | 1,850(27,629) | 859(21,121)    | 1,780(28,067)  | 940(25,643)    |
| 平成15年 | 1,585(29,355) | 828(24,796)    | 1,513(27,780)  | 904(27,578)    |
| 平成16年 | 1,666(28,175) | 875(23,966)    | 1,597(26,355)  | 974(26,735)    |
| 平成17年 | 1,545(27,012) | 874(24,116)    | 1,469(25,810)  | 941(25,827)    |
| 平成18年 | 1,491(38,028) | 1,024(34,044)  | 1,438(38,068)  | 1,133(38,115)  |
| 平成19年 | 1,289(33,477) | 936(30,632)    | 1,211(32,182)  | 1,009(32,666)  |
| 平成20年 | 1,369(24,303) | 980(21,783)    | 1,278(23,014)  | 1,041(23,508)  |

( )内: 患者数

### 患者500名以上の食中毒の発生件数

|       |    |
|-------|----|
| 平成12年 | 3件 |
| 平成13年 | 1件 |
| 平成14年 | 6件 |
| 平成15年 | 2件 |
| 平成16年 | 0件 |
| 平成17年 | 2件 |
| 平成18年 | 6件 |
| 平成19年 | 5件 |
| 平成20年 | 1件 |



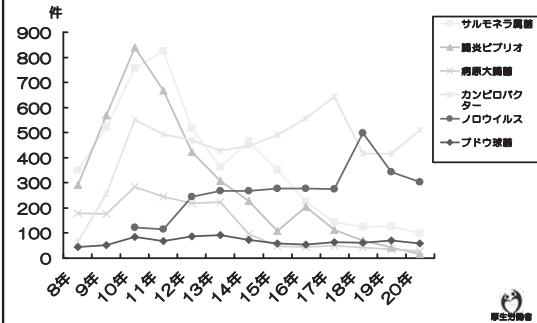
### 患者50名以上の食中毒の発生件数

|       |      |
|-------|------|
| 平成12年 | 133件 |
| 平成13年 | 107件 |
| 平成14年 | 115件 |
| 平成15年 | 132件 |
| 平成16年 | 142件 |
| 平成17年 | 120件 |
| 平成18年 | 180件 |
| 平成19年 | 157件 |
| 平成20年 | 112件 |



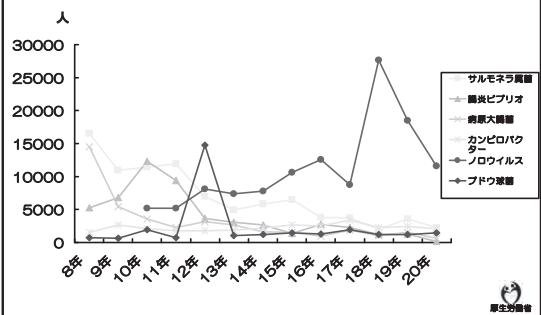
| 主な大規模・広域食中毒事件 |          |                              |                |         |              |
|---------------|----------|------------------------------|----------------|---------|--------------|
| 時 期           | 場 所      | 原因食品                         | 原因物質           | 患 者 数   | 関 係<br>自 治 体 |
| H 8. 7        | 堺 市(学 校) | 貝割れ大根                        | EHEC           | 7, 966  | 1            |
| H10. 3        | 大阪府(製造所) | 三色ケーキ                        | S. Enteritidis | 1, 371  | 4            |
| H10. 5        | 北海道(製造所) | いくら醤油漬け                      | EHEC           | 49      | 11           |
| H11. 3        | 青森県(製造所) | イカ乾製品                        | サルモネラ属菌        | 1, 634  | 114          |
| H11. 8        | 北海道(製造所) | 煮かに                          | 腸炎ビブリオ         | 509     | 7            |
| H12. 6        | 大阪市(製造所) | 加工乳等                         | ブドウ球菌          | 13, 420 | 23           |
| H13. 3        | 栃木県(製造所) | 牛たたき等                        | EHEC           | 195     | 9            |
| H13.12        | 山口県(製造所) | 生かき                          | S. Sonnei      | 13      | 7            |
| H14. 6        | 福島県(仕出屋) | 弁当                           | S. Enteritidis | 905     | 1            |
| H15. 1        | 北海道(製造所) | きな粉パン                        | ノロウイルス         | 661     | 1            |
| H15.11        | 長崎市(飲食店) | 弁当?                          | ノロウイルス         | 790     | 10           |
| H17. 5        | 大阪府(仕出屋) | 給食弁当(松葉エビとウエルシュ菌<br>コンのあんかけ) | ブドウ球菌          | 673     | 4            |
| H17. 6        | 滋賀県(仕出屋) | 給食弁当(鮭の塩焼き)                  | ブドウ球菌          | 862     | 3            |
| H18.12        | 奈良県(仕出屋) | 仕出し弁当?                       | ノロウイルス         | 1734    | 4            |
| H19.9         | 宮城県(製造所) | イカの塩辛                        | 腸炎ビブリオ         | 524     | 12           |

## 病原物質(主な微生物)別事件数推移



厚生労働省

## 病原物質(主な微生物)別患者数年次推移



## 腸管出血性大腸菌食中毒

### <特徴>

- 動物の腸管内に生息し、糞尿を介して食品、飲料水を汚染する。
- 少量でも発病することがあり、加熱や消毒処理には弱い。

### <過去の原因食品>

- 日本: 井戸水、牛肉、牛レバー刺し、ハンバーグ、牛角切りステーキ、牛タタキ、ローストビーフ、シカ肉、サラダ、貝割れ大根、キャベツ、メロン、白菜漬け、日本そば、シーフードソースなど。
- 海外: ハンバーガー、ローストビーフ、ミートパイ、アルファルファ、レタス、ホウレンソウ、アップルジュースなど。

### <症状>

- 潜伏後1~10日間の潜伏期間。
- 初期感冒様症状のあと、激しい腹痛と大量の新鮮血を伴う血便。発熱は少ない。重症時は溶血性尿毒症候群を併発し、意識障害に至ることもある。

### <対策>

- 食肉は中心部までよく加熱する(75°C、1分以上)。
- 野菜類はよく洗浄。と畜場の衛生管理、食肉店での二次汚染対策を十分に行う。低温保存の徹底。

## 腸管出血性大腸菌食中毒対策

平成8年

○と畜場の衛生管理基準の改正

獣毛・消化管内容物等による汚染防止等、衛生作業手順書(SSOP)の作成

平成9年

○と畜場の構造設備基準の改正: 冷却設備、洗浄・消毒設備、給湯設備の追加

平成13年

○食肉の生食に関する注意喚起

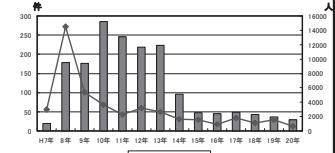
○食肉の表示基準の改正

(病原微生物汚染が内部に拡大する

おそれのある処理を行ったもの)

・処理を行った旨

・十分な加熱を要する旨



## カンピロバクター食中毒

### <特徴>

- 家畜、家禽類の腸管内に生息し、食肉(特に鶏肉)、臓器や飲料水を汚染する。乾燥に弱く、また、通常の加熱調理で死滅する。

### <症状>

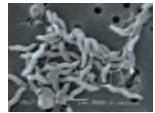
- 潜伏期は1~7日と長い。
- 発熱、倦怠感、頭痛、吐き気、腹痛、下痢、血便等。少ない菌量でも発症。

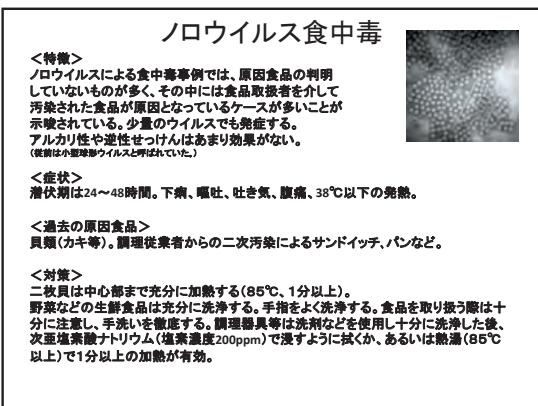
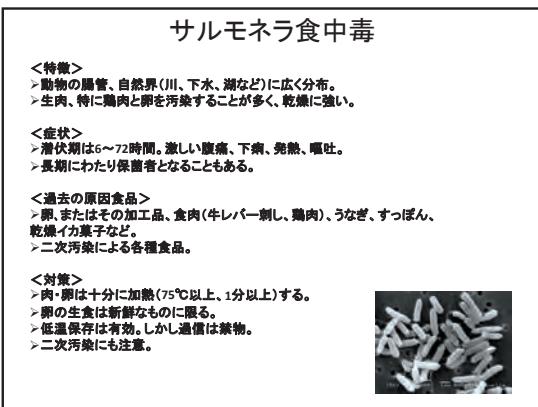
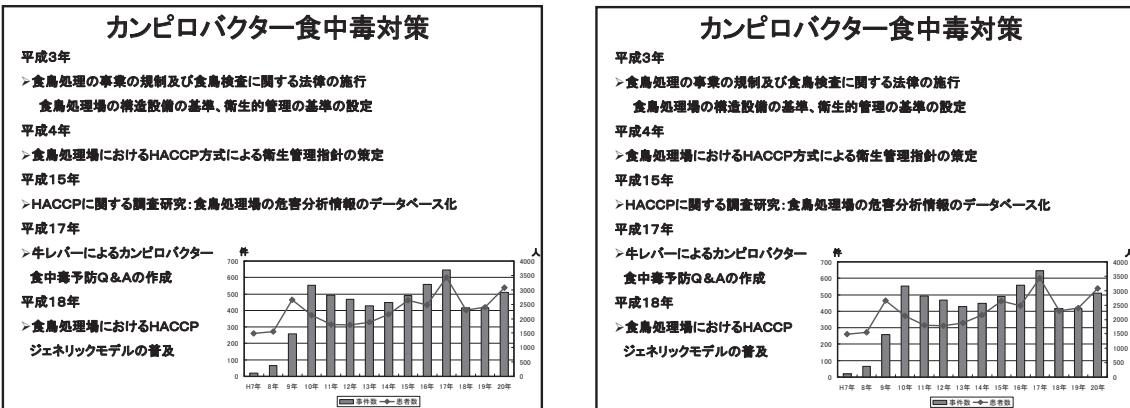
### <過去の原因食品>

- 食肉(特に鶏肉)、飲料水、生野菜、牛乳など。
- 潜伏時間が長いので、判明しないことが多い。

### <対策>

- 調理器具を熱湯消毒し、よく乾燥させる。
- 肉と他の食品との接触を防ぐ。
- 食肉・企鳥肉処理場での衛生管理、二次汚染防止を徹底する。
- 食肉は十分な加熱(65°C以上、数分)を行う。





## 腸炎ビブリオ食中毒

**<特徴>**

- 海(河口部、沿岸部など)に生息。真水や酸に弱い。
- 室温でも速やかに増殖する。
- 3%前後の食塩を含む食品中でよく増殖する。

**<症状>**

- 潜伏期は8~24時間。
- 腹痛、水様下痢、発熱、嘔吐。

**<過去の原因食品>**

- 魚介類(刺身、寿司、魚介加工品)。
- 二次汚染による各種食品(漬物、塩辛など)。

**<対策>**

- 魚介類は新鮮なものでも真水でよく洗う。
- 短時間でも冷蔵庫に保存し、増殖を抑える。
- 60°C、10分間の加熱で死滅。
- 二次汚染にも注意。



## 腸炎ビブリオ食中毒対策

平成13年

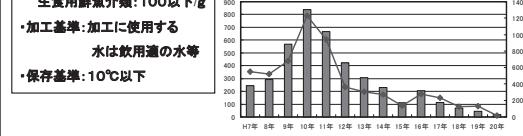
生食用鮮魚介類等の表示基準設定  
表示が必要とされる食品に生食用鮮魚介類等を追加

生食用鮮魚介類等の規格基準設定  
生食用鮮魚介類等の成分規格、加工基準及び保存基準を設定

・成分規格: 腸炎ビブリオ  
ゆでたこ・ゆでたけ: 險性  
生食用鮮魚介類: 100以下/g

・加工基準: 加工に使用する  
水は飲用適の水等

・保存基準: 10°C以下



| 年   | 件数    | 名     |
|-----|-------|-------|
| 95年 | 300   | 300   |
| 96年 | 500   | 500   |
| 97年 | 600   | 600   |
| 98年 | 800   | 800   |
| 99年 | 1000  | 1000  |
| 00年 | 14000 | 14000 |

## ブドウ球菌食中毒

**<特徴>**

- 人や動物に常在する。毒素(エンテロトキシン)を生成する。
- 毒素は100°C、30分の加熱でも無毒化されない。

**<症状>**

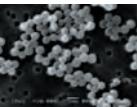
- 潜伏期は1~3時間。吐き気、嘔吐、腹痛、下痢。

**<過去の原因食品>**

- 乳・乳製品(牛乳、クリームなど)、卵製品、畜産製品(肉、ハムなど)、穀類とその加工品(握り飯、弁当)、魚肉ねり製品(ちくわ、かまぼこなど)、和洋生菓子など。

**<対策>**

- 手指の洗浄、調理器具の洗浄殺菌。
- 手荒れや乾燥感のある人は、食品に直接触れない。
- 防虫、防鼠対策は効果的。低温保存は有効。



## ブドウ球菌食中毒対策

平成14年

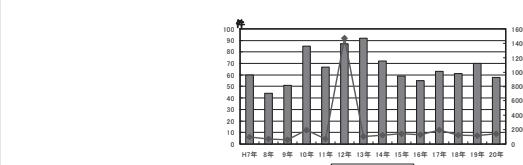
脱脂粉乳の製造基準設定

脱脂粉乳の製造工程中の温度管理等について設定

平成15年

HACCPに関する調査研究

脱脂粉乳製造施設の危機分析情報のデータベース化



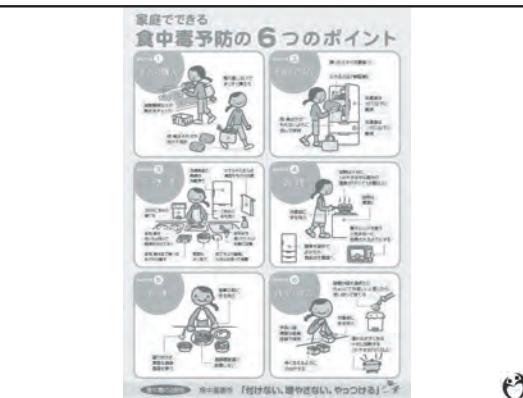
| 年   | 件数    | 名     |
|-----|-------|-------|
| 95年 | 40    | 40    |
| 96年 | 50    | 50    |
| 97年 | 60    | 60    |
| 98年 | 70    | 70    |
| 99年 | 80    | 80    |
| 00年 | 16000 | 16000 |

## 食中毒対策に関する取組み

- 食中毒の原因究明と再発防止
- 食中毒処理要領、食中毒調査マニュアルの作成
- 食中毒対策に係る調査研究
- 食品製造における食中毒菌汚染防止のための高度衛生管理に関する研究
- 細菌性食中毒の防止対策に関する研究
- 食品中のウイルスの制御に関する研究
- 食中毒調査及び報告に係る法規定の整備
- 調査、報告規定の整理
- 大規模広域食中毒事件調査に対する国との関与
- 情報の提供
- 厚生労働省ホームページを通じた情報の提供



## 家庭でできる食中毒予防の6つのポイント

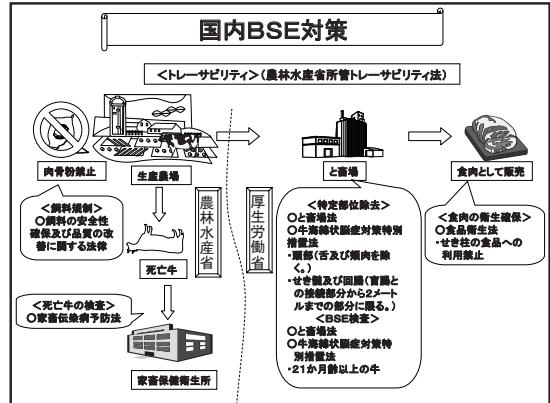


1. 食材購入: 新鮮な食材を購入する。野菜は農薬を落としてから洗う。
2. 調理: 適切な温度で調理する。特に卵や乳製品は完全に死滅させる。
3. 置き場所: 食材は冷蔵庫で保管する。調理済みの食事は冷蔵庫で保存する。
4. 手洗い: 食事前と調理後は手を洗う。
5. 呼吸器対策: 食事時にマスクをつける。
6. 消費期限: 食事の前に賞味期限を確認する。

厚生労働省「付けない、避かない、やつづける」



### 3. BSE対策



| 平成21年5月27日<br>農林水産省<br>厚生労働省   |                    |          |                    |            |          |            |    |
|--|--------------------|----------|--------------------|------------|----------|------------|----|
| 国際獣疫事務局（OIE）による我が国のBSEステータス認定等について   |                    |          |                    |            |          |            |    |
| ○ OIE総会において、我が国のBSEステータスが、「管理されたリスク」に決定されましたのでお知らせします  |                    |          |                    |            |          |            |    |
| 1. BSEステータスについて<br>科学委員会から示された評価案の通り、26日に以下のように決定されました。  |                    |          |                    |            |          |            |    |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th>BSEステータス</th><th>BSEステータスの申請を行った加盟国</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管理されたリスクの国</td><td>日本、コロンビア</td></tr> <tr> <td>無視できるリスクの国</td><td>チリ</td></tr> </tbody> </table> |                    | BSEステータス | BSEステータスの申請を行った加盟国 | 管理されたリスクの国 | 日本、コロンビア | 無視できるリスクの国 | チリ |
| BSEステータス   | BSEステータスの申請を行った加盟国 |          |                    |            |          |            |    |
| 管理されたリスクの国   | 日本、コロンビア           |          |                    |            |          |            |    |
| 無視できるリスクの国   | チリ                 |          |                    |            |          |            |    |
| 2. その他<br>農林水産省消費・安全局動物衛生課の川島国際衛生対策室長が、アジア・極東・オセアニア地域委員会議長に選出されました。  |                    |          |                    |            |          |            |    |
| 注1：OIE総会は、5月24日（日）～29日（金）にパリで開催<br>注2：上記1～2については、総会最終日の29日に正式に採択される予定  |                    |          |                    |            |          |            |    |

| 国際獣疫事務局（OIE）総会による加盟国のBSEステータス評価結果 |  |
|-----------------------------------|--|
| 【平成19年のBSEステータス評価結果】              |  |
| BSEステータス                          | BSEステータスの申請を行った国   |
| 無視できるリスクの国                        | アルゼンチン、ウルグアイ、オーストラリア、シンガポール、ニュージーランド   |
| 管理されたリスクの国                        | アメリカ、カナダ、イスラエル、台湾、チリ、ブラジル  |
| 不明なリスクの国                          | なし   |
| 【平成20年のBSEステータス評価結果】              |  |
| BSEステータス                          | BSEステータスの申請を行った国   |
| 無視できるリスクの国（5か国）                   | フィンランド、アイスランド、ノルウェー、スウェーデン、パラグアイ   |
| 管理されたリスクの国（25か国）                  | オーストリア、ベルギー、キプロス、チエコ共和国、デンマーク、エストニア、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ラトビア、リトニア、ルクセンブルク、マルタ、オランダ、ボーランド、ポルトガル、スロバキア共和国、スロベニア、スペイン、英国、リヒテンシュタイン、メキシコ |

| 日本向け輸出プログラムの概要  |  |
|---|--|
| <b>日本向け牛肉等の条件</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 特定危険部位(SRM)はあらゆる月齢から除去</li> <li>○ 20か月齢以下と証明される牛由来であること</li> <li>○ 処理から出荷まで他の牛肉等と識別されること。</li> </ul> |  |
| <b>日本向けに輸出可能となる牛肉等</b> <p>カット肉、内臓</p> <p>※挽肉や肉加工製品は日本向け輸出プログラムの対象外</p>  |  |
|   |  |

| 日本向け輸出プログラムの概要  |  |
|---|--|
| <b>日本向け牛肉等の条件</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 特定危険部位(SRM)はあらゆる月齢から除去</li> <li>○ 20か月齢以下と証明される牛由来であること</li> <li>○ 処理から出荷まで他の牛肉等と識別されること。</li> </ul> |  |
| <b>日本向けに輸出可能となる牛肉等</b> <p>カット肉、内臓</p> <p>※挽肉や肉加工製品は日本向け輸出プログラムの対象外</p>  |  |
|   |  |

平成21年7月21日  
厚生労働省  
農林水産省

米国産牛肉（牛舌）の混載事例に関する米国農務省の調査報告書の提出について

**米国産牛肉の混載事例（JBS社（旧スマスフィールド社）グリーンベイ工場）について**

米国農務省から原因及び改善措置に関する調査報告書が提出され、本報告書を精査した結果、再発防止を確保するための的確な改善措置がとられたことを確認出たことから、本日付けて、JBS社グリーンベイ工場からの輸入手続の保留を解除しました。

**1 経緯**  
米国（JBS社（旧スマスフィールド社）グリーンベイ工場）から日本向けに輸出された牛肉に、衛生証明書に記載のない牛舌（牛舌）が含まれていることを確認したため、当該施設からの輸入手続を保留し、米国農務省に対して詳細な調査結果を報告するよう要請していました。（平成20年12月1日公表）

**2 概要**  
このことについて、7月16日、米国農務省から別添（仮訳・英文）のとおり、混載の原因及び改善措置に関する調査報告書が提出されました。  
本報告書を精査したことから、再発防止を確保するための的確な改善措置がとられたことを確認したことから、本日より、JBS社グリーンベイ工場からの輸入手続の保留を解除することとしたものです。

平成21年7月22日  
厚生労働省  
農林水産省

米国産牛肉の混載事例について

7月21日、動物検疫所が米国産牛肉の現物検査を実施したところ、米国農務省発行の衛生証明書に記載がない牛肉が2箱含まれていることを確認しました。  
厚生労働省及び農林水産省は、貨物の輸入手続を保留するとともに、米国農務省に対し詳細な調査を要請しました。

1. 7月21日、動物検疫所（川崎分室）が東京港に到着した貨物（冷蔵牛）を検査したところ、米国農務省発行の衛生証明書に記載がない、せき柱を含む牛肉が2箱含まれていることを確認しました。

(注) 貨物の概要  
①出荷施設：クリークストーンファームプレミアムビーフ社工場（カンザス州）  
②輸入者：スターインターナショナル株式会社（東京都港区）  
③品目：冷蔵ばら肉等  
④数量：810箱（約16トン）

2. このため、同日、当該施設からの貨物について、輸入手続を保留するとともに、在京米大使館を通じ、米国農務省に対し詳細な調査を要請しました。  
また、動物検疫所において当該貨物全箱を開梱し、現物検査を実施しましたが、その他の貨物には問題は確認されませんでした。

3. 厚生労働省及び農林水産省では、今後、提出される米国政府による詳細な調査結果の報告を踏まえ、適切に対応することとしています。

平成21年10月10日  
厚生労働省  
農林水産省

米国産牛肉の混載事例について

10月9日、輸入業者から港区保健所に対して、9月16日に輸入した米国産牛肉に、米国農務省発行の衛生証明書に記載のないものが1箱混載されていたとの連絡がありました。  
厚生労働省及び農林水産省は、当該施設から出荷された貨物の輸入手続を停止するとともに、米国農務省に対して直ちに詳細な調査を要請しました。  
厚生労働省及び農林水産省では、今後の対応について直ちに検討することとしています。

**（注）貨物の概要**  
①出荷施設：タインフレッシュミート社レジシントン工場（ネブラスカ州）  
②輸入者：ティーエムシー株式会社（東京都港区）  
③品目：冷蔵牛肉  
④数量：732箱（約15トン）  
注）当該牛について、20か月齢以下の牛由来であることが報告されている。

2. 港区保健所が当該貨物を検査したところ、米国農務省発行の衛生証明書に記載がない、輸入条件違反であるせき柱（特定危険部位）を含む牛肉が1箱（約16kg）含まれていることを確認しました。

3. このため、同日、関係自治体に対して、当該貨物に同種の事例がないか、更に出荷先等について調査を依頼するとともに、当該出荷施設から出荷された貨物について、輸入手続を停止し、さらに、在京米大使館を通じ、米国農務省に対し直ちに詳細な調査を要請しました。

4. 厚生労働省及び農林水産省では、今後の対応について直ちに検討することとしています。

**輸出国における現地調査の実施事例**  
(平成18年～平成21年3月まで)

**❖ 食肉（12回）**

- 米国産牛肉（BSE）
- カナダ産牛（BSE）
- イタリア産豚肉（処理施設の衛生要件）
- サンマリノ産食肉製品（処理施設の衛生要件）
- インド産食鳥肉（処理施設の衛生要件）

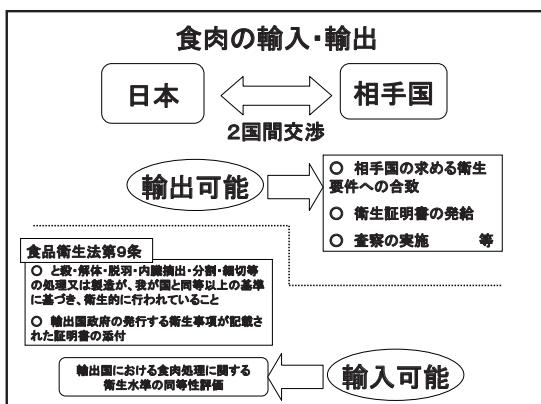
**❖ 水産物（4回）**

- 台湾産養殖うなぎ（残留動物用医薬品）
- アイルランド産生食用カキ（貝毒、処理施設の衛生要件）
- タイ産養殖えび（残留動物用医薬品）
- ベトナム産養殖えび（残留動物用医薬品）

**❖ 農産物（1回）**

- 中国産冷凍ほうれんそう、えだまめ、ライチ及びシソ（残留農薬）
- 台湾産マンゴー（残留農薬）
- 韓国産エビの葉及びとうがらし（残留農薬）
- フィリピン産アスパラガス、おくら及びマンゴー（残留農薬）

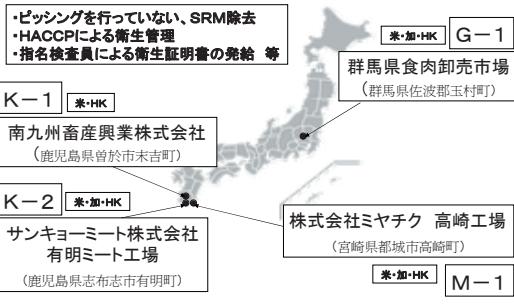
## 4. 食肉の輸出について



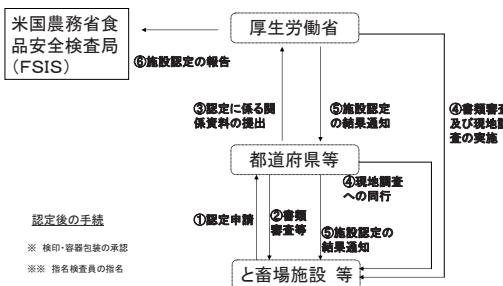
## 食肉の輸出について

- 食肉の輸出については農林水産省主導のもと、各国に対して輸出解禁要請が行われている。
- 牛肉について、現在輸出解禁について協議中の国は以下のとおり。  
タイ、メキシコ、ロシア、フィリピン、EU、オマーン等

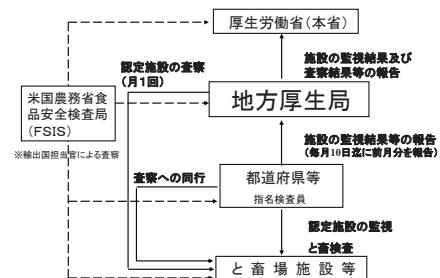
## 日本からの食肉の輸出 (対米・対加・対香港輸出食肉)



### 対米輸出食肉取扱施設等の認定手続概要



### 対米輸出食肉取扱施設等の監視体制概要



## ピッキング中止施設数

|             | 中止施設         | 実施施設         | 合計  |
|-------------|--------------|--------------|-----|
| 平成16年10月末時点 | 45<br>(28%)  | 115<br>(72%) | 160 |
| 平成17年9月末時点  | 68<br>(42%)  | 93<br>(58%)  | 161 |
| 平成18年2月末時点  | 79<br>(49%)  | 82<br>(51%)  | 161 |
| 平成18年10月末時点 | 95<br>(60%)  | 64<br>(40%)  | 159 |
| 平成19年10月末時点 | 120<br>(78%) | 34<br>(22%)  | 154 |
| 平成20年3月末時点  | 144<br>(94%) | 10<br>(6%)   | 154 |
| 平成20年10月末時点 | 148<br>(96%) | 6<br>(4%)    | 154 |

## ピッキング中止施設数

|           | 中止施設          | 実施施設       |
|-----------|---------------|------------|
| 平成20年10月末 | 146<br>(96%)  | 10<br>(4%) |
| 平成20年度末時点 | 154<br>(100%) | 0<br>(0%)  |

| 国名           | 世界のBSE発生頭数及びvCJD患者数 |                                  |
|--------------|---------------------|----------------------------------|
|              | BSE発生頭数             | vCJD患者数                          |
| 1 東 亜        | 184,595             | 169                              |
| 2 アイルランド     | 1,843               | 4 うち9例生存、中国(香港)例含む<br>2例は英國港在住あり |
| 3 ポルトガル      | 1,081               | 2                                |
| 4 フランス       | 1,001               | 23 1例は英國港在住あり                    |
| 5 スペイン       | 742                 | 8                                |
| 6 スイス        | 464                 | -                                |
| 7 ドイツ        | 417                 | -                                |
| 8 イタリア       | 142                 | 1                                |
| 9 ベルギー       | 139                 | -                                |
| 10 オランダ      | 85                  | 3                                |
| 11 ポーランド     | 67                  | -                                |
| 12 日 本       | 36                  | 1 英國港在住あり                        |
| 13 チェコ共和国    | 28                  | -                                |
| 14 スロバキア     | 24                  | -                                |
| 15 カナダ       | 18                  | 1 英國港在住あり                        |
| 16 ドラベラク     | 15                  | -                                |
| 17 スペイン      | 8                   | -                                |
| 18 オーストリヤ    | 6                   | -                                |
| 19 ルシャンブルグ   | 3                   | -                                |
| 20 リヒテンシュタイン | 2                   | -                                |
| 21 来 朝       | 2                   | 3 2名は在米美国人、1例は在米サウジアラビア人         |
| 22 フィンランド    | 1                   | -                                |
| 23 ギリシャ      | 1                   | -                                |
| 24 イスラエル     | 1                   | -                                |
| 25 スウェーデン    | 1                   | -                                |
| サウジアラビア      |                     | 1 うち1名生存                         |
| 合 計          | 180,498             | 213                              |

## 5. 水産食品(自然毒を含む)の安全性

### 生食用かきの衛生確保対策について

#### ・生食用かきの輸入

食品衛生法で定められている加工基準等に基づく衛生管理体制と同等以上であることを確認した後、衛生証明書の添付等を求めた上で輸入を認めているところ

現在、輸入が認められている国  
オーストラリア、ニュージーランド、アメリカ、カナダ、韓国、アイルランドの6カ国

### 自然毒対策について

#### 1)フグによる食中毒防止対策

昭和58年12月2日「フグの衛生確保について」

流通可能なフグの種類、部位及び漁獲海域を定めるとともに、処理を行う者や処理施設、処理方法について規制



### フグを原因とする食中毒事例の年次推移

|       | 食中毒全体 |        |     | うち、フグによる食中毒 |     |     |
|-------|-------|--------|-----|-------------|-----|-----|
|       | 事件数   | 患者数    | 死者数 | 事件数         | 患者数 | 死者数 |
| 昭和40年 | 1,208 | 29,018 | 139 | 106         | 152 | 88  |
| 昭和45年 | 1,133 | 32,516 | 63  | 46          | 73  | 33  |
| 昭和50年 | 1,783 | 45,277 | 52  | 52          | 75  | 30  |
| 昭和55年 | 1,001 | 32,737 | 23  | 46          | 90  | 15  |
| 昭和60年 | 1,177 | 44,102 | 12  | 30          | 41  | 9   |
| 平成2年  | 926   | 37,561 | 5   | 32          | 52  | 1   |
| 平成7年  | 699   | 26,325 | 5   | 30          | 42  | 2   |
| 平成13年 | 1,926 | 25,862 | 4   | 31          | 52  | 3   |
| 平成14年 | 1,850 | 27,629 | 18  | 37          | 56  | 6   |
| 平成15年 | 1,585 | 29,355 | 6   | 38          | 50  | 3   |
| 平成16年 | 1,666 | 28,175 | 5   | 44          | 61  | 2   |
| 平成17年 | 1,545 | 27,019 | 7   | 40          | 49  | 2   |
| 平成18年 | 1,491 | 39,026 | 6   | 26          | 33  | 1   |
| 平成19年 | 1,289 | 33,477 | 7   | 29          | 44  | 3   |
| 平成20年 | 1,369 | 24,303 | 4   | 40          | 56  | 3   |

### 自然毒対策について

#### 3)貝毒

昭和55年7月1日「麻痺性貝毒等により毒化した貝類の取扱いについて」

麻痺性貝毒:4MU

下痢性貝毒:0.05MU



を超えるものは食品衛生法第6条違反として取扱う

## 寄生虫対策について

平成16年秋以降中国から輸入したカンパチ及びイサキの中国産中間種苗を国内で養殖していたものを調査したところ、アニサキス幼虫の寄生が高頻度に発見。

- ①寄生の頻度が高く、一部魚肉中からも寄生虫が検出されたこと
- ②通常生食用として販売されること
- ③当該魚にアニサキス幼虫が高頻度に寄生することが一般的に認識されていないこと

農林水産省と協力して、当該中間種苗に由来する養殖魚に限り、出荷に際して冷凍（-20°C以下で24時間以上）などアニサキス幼虫が死滅する措置を指導するとともに、中国産のカンパチ及びイサキの中間種苗の輸入を見合わせ等を養殖業者に指導。

## 食品等事業者の責務

(食品衛生法第3条関係)

### 1. 通常時の措置

- ・知識及び技術の習得
- ・原材料の安全性の確保
- ・自主検査の実施
- 等に努める。

### 2. 記録の作成・保存

必要な限度において、仕入元の名称等の記録の作成・保存に努める。  
→ 食中毒発生時の原因究明・被害拡大防止に活用

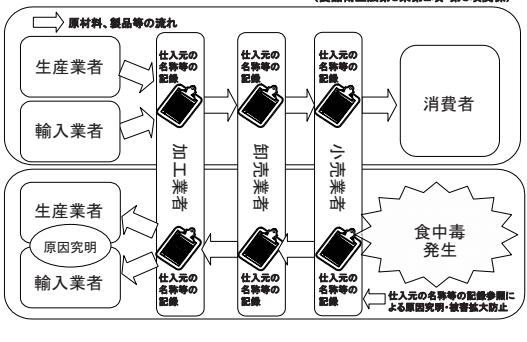
### 3. 危害発生時の措置

- ・2の記録の国・自治体への提供
- ・廃棄等の措置
- を適確・迅速に講ずるよう努める。

※食品等事業者：食品の採取、製造、輸入、加工、販売等を行う事業者や集団給食施設等をいう。

## 食品等事業者の記録保存の努力義務

(食品衛生法第3条第2項・第3項関係)



## 総合衛生管理製造過程承認制度

### HACCP方式



HACCPとは、食品の製造・加工工程のどの段階で発生する恐れのある微生物汚染等の危害をあらかじめ分析(Hazard Analysis)し、その結果に基づいて、製造工程のどの段階でどのような対策を講じればより安全な製品を得ることができるかという重要な管理点(Critical Control Point)を定め、これを組織的に運営することにより製品の安全を確保する衛生管理手法。総合衛生管理製造過程は、HACCPの概念を取り入れた食品の製造過程であり、平成7年、食品衛生法の改正により営業者の任意の申請による厚生労働大臣の承認制度として創設。

### 総合衛生管理製造過程の承認状況(平成18年12月末)

|               | 161施設(238件) | 179施設(258件) |
|---------------|-------------|-------------|
| 乳<br>乳製品      | 79施設(137件)  | 79施設(137件)  |
| 食肉製品          | 29施設(34件)   | 29施設(34件)   |
| 魚肉練り製品        | 35施設(41件)   | 35施設(41件)   |
| 容器包装詰加圧加熱殺菌食品 | 107施設(155件) | 107施設(155件) |
| 清涼飲料水         |             |             |

### その他

○集団給食施設等には「大量調理施設衛生管理マニュアル」を定め、衛生管理の向上を指導  
○HACCP導入推進のため金融・税制面での優遇  
○安全確保のため平成16年2月より更新制(3年)導入

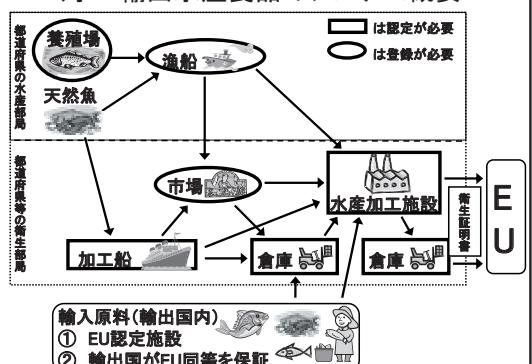
## 対EU輸出水産食品

平成7年 4月 日本産水産食品輸入全面禁止

平成7年12月 日本産水産食品(ホタテ貝等の二枚貝を除く)の輸入解禁

平成14年6月 日本産冷凍ホタテ貝の輸入解禁

## 対EU輸出水産食品のシステム概要



## 輸出国から衛生管理が 求められている主な水産食品

- 対EU輸出水産食品
- 対米輸出水産食品
- 対中国輸出水産食品
- 対ロシア輸出水産食品

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/jigousya/index.html>

## 厚生労働省 食品安全情報



<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/index.html>

- ◆ 緊急情報
- ◆ 食の安全に関するQ&A
- ◆ 食の安全に関するリスクコミュニケーションの取り組み
- ◆ 分野別施策
  - > 食中毒
  - > 食品添加物
  - > 食品中の残留農薬・動物用医薬品・飼料添加物
  - > 牛海綿状脳症 (BSE)
  - > 伝子組換え食品
  - > 健康食品
  - > 輸入食品

## <講演要旨>

# 工場における水の管理

キリンエンジニアリング株式会社  
第3プロジェクト部 志村 一彦  
営業部 鈴木 晴彦

### 【キリンエンジニアリング株式会社の御紹介】

私たちキリンエンジニアリングは、厳しい基準が求められる食品業界の中で「食関連施設専門のエンジニアリング会社」として豊富な経験と実績を重ねてまいりました。特に、今日まで培ってきた操業経験、工場建設経験に基づくノウハウと技術力に加えて、業界の最新情報を取り込んだ提案力の充実を図るとともに、食品工場建設の「企画立案から基本計画、設計、施工、試運転、本稼動後のメンテナンス」に至るまで、食品製造業の皆様へ万全のサポートを御提供いたします。

近年、食品工場を取り巻く社会環境は大きく変化しました。P L法、容器包装リサイクル法、廃棄物処理法、食品リサイクル法等の「法的要件」の高まりや、省エネルギー化、CO<sub>2</sub>削減への取組みなど、製品そのものだけでなく、「地球環境への配慮」までが求められるようになりました。

豊富な技術力を駆使し、お客様の望まれる形で「食品工場全体をトータルサポート」する私たちだからこそ、厳しい要求水準をクリアーした、未来にも通用する工場を御提供できるものと考えています。

### 【用水の管理について】

工場の構成要素には生産設備、情報、物流、建築、ユーティリティーが挙げられ、その中の一つとして用水があります。飲料、酒類のように原料水となるケースから、解凍や洗浄用の工程水になるケースまで多様ですが、昨今の食品の安全、安心が叫ばれる中では、位置づけに関わらずその管理は重要です。

用水の供給源は、場外から引き込む水道、工業用水道と、場内で管理する井戸があります。水道水は受け取る段階で水道基準を満たしているので浄水設備を持たずに使えますが、それでも受水槽以降の下流側は使用者責任で管理しなければいけません。これは専用水道あるいは簡易専用水道として法的にルールが決まっています。

工業用水、井戸水の場合は場内浄水設備で水道基準にしたがって処理し、処理後の殺菌および除鉄・除マンガン工程では次亜塩素酸ナトリウムが広く使われます。この次亜塩素酸ナトリウムは保存期間と共に有効塩素が減少し、またアンモニアを含む水では消費量が大幅に増加することに注意が必要です。井戸水は地下水なので一般に水質は安定していますが、長期的変化の可能性もあるため原水の定期検査が望されます。

用水を場内へ供給する場合、全体で同じ水を使う場合と、品質基準等に基づく上乗せ処理を設ける場合があります。またこれらの用水設備全般について、入場管理・施錠管理や異物混入対策を講じることも考えるべきでしょう。

以下、講演資料をご参照下さい。

## <講演要旨>

**冷凍食品技術研究会殿**

**KIRIN Engineering**

**2009年第3回講演会**  
「工場における水の管理」

2009年12月04日

**キリンエンジニアリング株式会社**

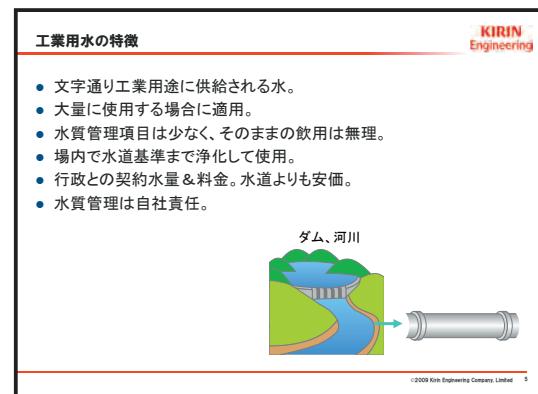
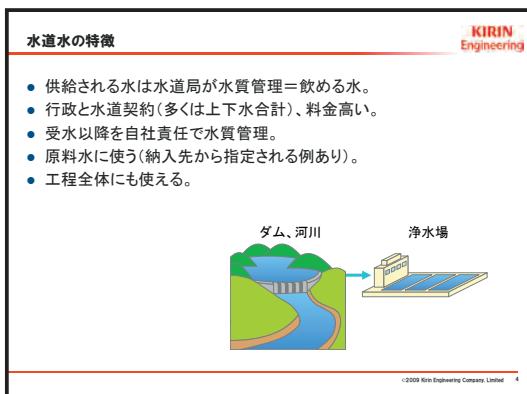
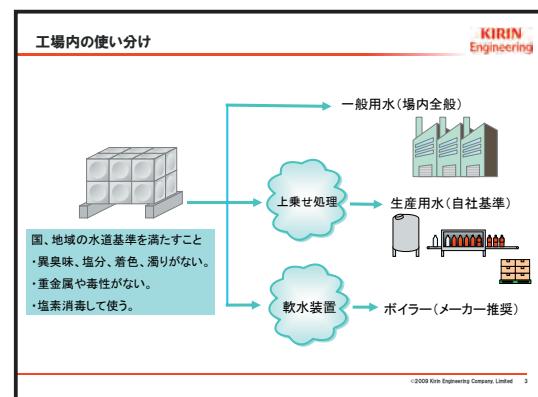
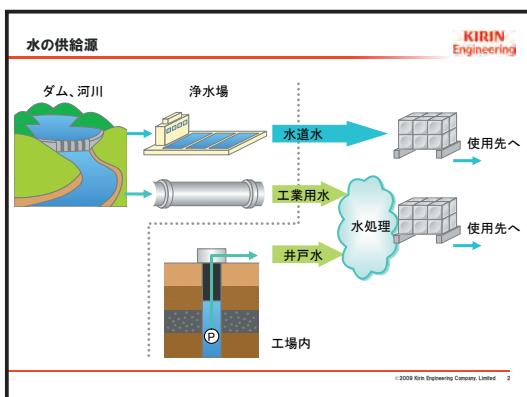
**工場で使う用水**

**KIRIN Engineering**

- 食品工場で使用する水は、まず飲用適であること。
- 水道水を含め、川などの取水場から取り入れた原水を浄水設備へ送り、原水の濁質や有害物質が取り除かれ、安全で水質基準に適合したもの。
- さらに浄化又は調整して製造する水として、飲料水、医薬用水、各種原料・加工用水、ボイラ給水、半導体洗浄用水、冷却用水、のように多種多様なものがある。

注)本資料は情報提供の観点から作成したものであり、具体的な事業所運営に係る法令、基準、官公庁の見解などは、都度ご確認ください。

©2009 Kirin Engineering Company Limited. 1



**井戸の特徴**

KIRIN Engineering

- 自社敷地内で汲み上げ。
- 外部契約なし。安価。
- 取水制限(地域・行政によって異なる)。
- 場内で水道水質基準まで浄化して使用。
- 水質管理は自社責任。
- 原料、冷却水、他、用途全般に使用。

工場内

©2009 Kirin Engineering Company, Limited 6

KIRIN Engineering

**水道の基準**

©2009 Kirin Engineering Company, Limited 7

**公共設備(浄水場)フロー**

KIRIN Engineering

横須賀市WEBより引用

©2009 Kirin Engineering Company, Limited 8

**水道水質について**

KIRIN Engineering

- 水道水質基準について**  
水道法に基づき、規定される水質基準に適合することが必要。  
現在50項目。
- 水質管理目標設定項目と目標値(28項目129物質)**  
水道水中での検出の可能性があるなど、水質管理上留意すべき項目。
- 要検討項目と目標値(44項目)**  
毒性評価が定まらないことや、浄水中の存在量が不明等の理由から水質基準項目、水質管理目標設定項目に分類できない項目。

©2009 Kirin Engineering Company, Limited 9

**水道法 水道水質基準(50項目)**

KIRIN Engineering

| 項目                           | 基準                       | 規範                |                          |
|------------------------------|--------------------------|-------------------|--------------------------|
| 一般細菌                         | 100mlの培養で水道水による発育が100%以下 | 微生物の増殖            | 0.8mg/L以下                |
| 大腸菌                          | 検出されないこと                 | 大腸菌の検出            | 0.2mg/L以下                |
| ホルムアルデヒドの合物                  | ホルムアルデヒドの濃度で、0.01mg/L以下  | プロモジロビタミン         | 0.03mg/L以下               |
| 水素及びその化合物                    | 水素の濃度で、0.0005mg/L以下      | プロモルヒム            | 0.05mg/L以下               |
| 硫酸イオン                        | 硫酸イオンの濃度で、0.01mg/L以下     | 硫酸イオンの検出          | 0.01mg/L以下               |
| 鉛                            | 鉛の濃度で、0.01mg/L以下         | 鉛の検出              | 0.001mg/L以下              |
| 銅                            | 銅の濃度で、0.01mg/L以下         | 銅の検出              | 0.001mg/L以下              |
| 亜鉛                           | 亜鉛の濃度で、0.01mg/L以下        | 亜鉛の検出             | 0.001mg/L以下              |
| 水溶性アルカリ                      | 水溶性アルカリの濃度で、0.01mg/L以下   | アルカリイソトピックの合物     | アルカリイソトピックの濃度で、0.2mg/L以下 |
| 六価クロムの合物                     | 六価クロムの濃度で、0.01mg/L以下     | 六価クロムの検出          | 0.001mg/L以下              |
| シアン化物イソトピック化合物               | シアン化物の濃度で、0.01mg/L以下     | シアン化物の検出          | 0.001mg/L以下              |
| 硫酸鉄酸亜鉄と硫酸鉄酸亜鉛                | 10mg/L以下                 | ナトリウム及びその化合物      | ナトリウムの濃度で、20mg/L以下       |
| アノニマス                        | アノニマスの濃度で、0.01mg/L以下     | アノニマスの検出          | 0.001mg/L以下              |
| 水溶性アルカリ                      | 水溶性アルカリの濃度で、0.01mg/L以下   | 水溶性アルカリの検出        | 0.001mg/L以下              |
| 水溶性アルカリ                      | 水溶性アルカリの濃度で、0.01mg/L以下   | 水溶性アルカリの検出        | 0.001mg/L以下              |
| 水溶性アルカリ                      | 水溶性アルカリの濃度で、0.01mg/L以下   | 水溶性アルカリの検出        | 0.001mg/L以下              |
| 四氷水化水素                       | 0.02mg/L以下               | カルボン酸、マクニクル酸(遊離)  | 200mg/L以下                |
| 四氷水化水素                       | 0.02mg/L以下               | 酸性物質              | 200mg/L以下                |
| ミネラルサン                       | 0.05mg/L以下               | 無害溶解物             | 200mg/L以下                |
| シアン化物イソトピック化合物とヨウ化物イソトピック化合物 | 0.05mg/L以下               | ヨウイオウ化合物          | 0.2mg/L以下                |
| ジオウラン                        | 0.05mg/L以下               | ジオウラン             | 0.0001mg/L以下             |
| チオカドロミン                      | 0.05mg/L以下               | チオカドロミン           | 0.0001mg/L以下             |
| ヨウ化物イソトピック                   | 0.05mg/L以下               | ヨウ化物イソトピック        | 0.0001mg/L以下             |
| ベニヤン                         | 0.05mg/L以下               | ベンヤン              | 0.0001mg/L以下             |
| 塩素                           | 0.05mg/L以下               | 有機物(余剰活性氯(TOC)の量) | 1mg/L以下                  |
| クロロホルム                       | 0.05mg/L以下               | 塩                 | 無害でないこと                  |
| ジオウラン                        | 0.05mg/L以下               | 臭味                | 無害でないこと                  |
| ヨウ化物イソトピック                   | 0.05mg/L以下               | 味                 | 無害でないこと                  |
| 水溶性アルカリ                      | 0.05mg/L以下               | 漂白                | 無害でないこと                  |

厚生労働省 HPより

©2009 Kirin Engineering Company, Limited 10

**食品衛生法 飲用適の水(26項目)**

KIRIN Engineering

| 表1 「飲用適の水」の適用範囲        |   |
|------------------------|---|
| 水道                     | 水道  |
| 私及び同製品の成分複数等に<br>該する省令 | アイスクレームの原水<br>アイスクレーム製造における水栓管の加温<br>アイスミルの原水<br>ラップタイプの墨水<br>は>熱乳の水<br>包装飲料水の製造過程に使用する原水 |
| 清涼飲料水の製造基準             | 清涼飲料水の製造(原水<br>(ネックラムネウォーター類、冰凍菓実料及び<br>底料用果汁を除く。)  |
| 水雷の製造基準                | 水雷の原水   |
| 水車の製造基準                | 水車の原水   |
| 食肉製品の製造基準              | 食肉製品の原水<br>冷凍肉料の解凍水<br>冷凍肉料の解凍水<br>加熱殺菌後の冷却水  |
| 細肉製品の製造基準              | 冷凍肉料の解凍水<br>加熱殺菌後の冷却水   |
| 魚肉及び製品の製造基準            | 魚肉及び製品の冷却水<br>加熱殺菌後の冷却水   |
| 臓臓の製造基準                | 臓臓の冷却水<br>保冷水   |
| 添加物一熱の製造基準             | 食品添加物の製剤の製造用  |
| 洗浄剤の使用基準               | 野菜、果実、飲食器の洗浄後の下流の水  |

表2 食品衛生法に基づく基準

| 水道                     | 水道  |
|------------------------|---|
| 乳及び同製品の成分複数等に<br>該する省令 | アイスクレームの原水<br>アイスクレーム製造における水栓管の加温<br>アイスミルの原水<br>ラップタイプの墨水<br>は>熱乳の水<br>包装飲料水の製造過程に使用する原水 |
| 清涼飲料水の製造基準             | 清涼飲料水の製造(原水<br>(ネックラムネウォーター類、冰凍菓実料及び<br>底料用果汁を除く。)  |
| 水雷の製造基準                | 水雷の原水   |
| 水車の製造基準                | 水車の原水   |
| 食肉製品の製造基準              | 食肉製品の原水<br>冷凍肉料の解凍水<br>冷凍肉料の解凍水<br>加熱殺菌後の冷却水  |
| 細肉製品の製造基準              | 冷凍肉料の解凍水<br>加熱殺菌後の冷却水   |
| 魚肉及び製品の製造基準            | 魚肉及び製品の冷却水<br>加熱殺菌後の冷却水   |
| 臓臓の製造基準                | 臓臓の冷却水<br>保冷水   |
| 添加物一熱の製造基準             | 食品添加物の製剤の製造用  |
| 洗浄剤の使用基準               | 野菜、果実、飲食器の洗浄後の下流の水  |

日本食品分析センターWEBより引用

©2009 Kirin Engineering Company, Limited 11

**簡易専用水道を例として**

**KIRIN Engineering**

**受水槽から給水栓までが設置者の責任**

■受水槽有效容量が10m<sup>3</sup>を超えるものが対象となります。

受水槽  
(10m<sup>3</sup>を超えるもの)

ポンプ室

高圧水槽

水道本管

(注)各部の説明を簡単明瞭な水道  
構造図で示す。

簡易専用水道の解説。検査機関HPより引用。

©2009 Kiri Engineering Company, Limited 12

**KIRIN Engineering**

**水槽の管理(参考)**

- 水道事業体からの水道水は水質基準に適合しているのにビル、マンションの受水槽からの水が不衛生であることが以前から言われている。
- 厚生労働省は法令により受水槽の清掃、検査を建物設置者や管理者に義務付けて安全を図ろうとしている。
- 実情は管理不適切なものが多く検査も不十分…  
(実務 食品衛生 (中央法規 初版S62年)より)

→もちろん、  
食品工場がこれではいけない。

©2009 Kiri Engineering Company, Limited 13

**水槽規模による扱い**

**KIRIN Engineering**

|                         |              |  |
|-------------------------|--------------|--|
| <b>専用水道<br/>(水道法)</b>   | 自己水源(井戸)を使用  | 居住者 > 100人<br>生活給水 > 最大20m <sup>3</sup> /d                   |
|                         | 水道水を使用       | Φ25mm以上の導管長が<br>1500m以上<br>貯水槽100m <sup>3</sup> 超            |
| <b>簡易専用水道<br/>(水道法)</b> | 水道水を使用       | 貯水槽10m <sup>3</sup> 超  |
| <b>特定建築物<br/>(ビル管法)</b> | (水源、水量に係りなく) | 床面積<br>学校 8000m <sup>2</sup> 以上<br>その他 3000m <sup>2</sup> 以上 |

©2009 Kiri Engineering Company, Limited 14

**KIRIN Engineering**

**設備点検**

|                              |  |
|------------------------------|--|
| <b>専用水道<br/>(水道法)</b>        | 設置、増設、改修時の設備申請<br>水道技術管理者の設置<br>(給水装置、水質検査、健康診断、他)             |
| <b>簡易専用水道<br/>(水道法・施行規則)</b> | 1年以内ごとに1回、受水槽点検清掃を定期実施。<br>地方公共団体の機関または厚生労働大臣の登録を受けた機関で検査を受ける。 |
| <b>特定建築物<br/>(ビル管法)</b>      | 1年以内ごとに1回、受水槽清掃を実施。水の色、<br>濁り、臭い、味などにより異常を認めたら、必要な<br>水質検査を行う。 |

©2009 Kiri Engineering Company, Limited 15

**法定水質検査ほか**

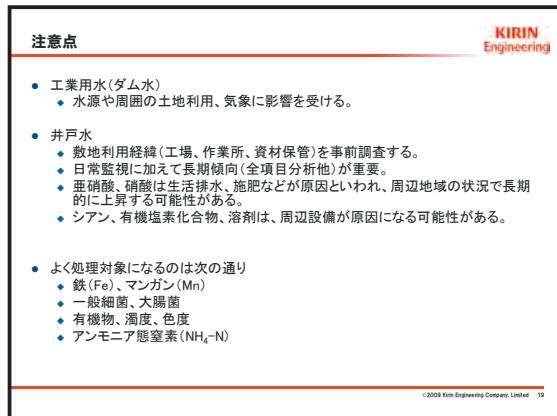
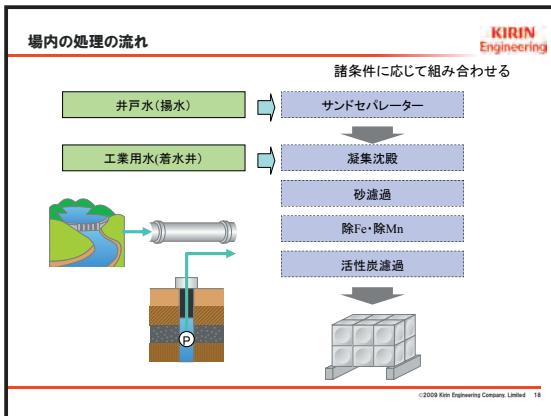
**KIRIN Engineering**

|   |  |   |
|---|--|---|
| <b>専用水道<br/>水槽&gt;100m<sup>3</sup></b>  | <b>(水道法施行規則)</b><br>全項目 1回／年<br>定期項目 1回／3ヶ月<br>定期項目 1回／月           | <b>(水道法施行規則)</b><br>外観検査 1回／日<br>残留塩素 1回／日  |
| <b>簡易専用水道<br/>水槽&gt;10m<sup>3</sup></b> | <b>(水道法:法定検査時)</b><br>外観検査(給水栓)<br>残留塩素(給水栓)                       | <b>(行政の指導)</b><br>外観検査 1回／日<br>残留塩素 1回／週<br>簡易項目 1回／年                             |
| <b>特定建築物<br/>床&gt;3000m<sup>2</sup></b> | <b>(ビル管法:水道利用)</b><br>残留塩素 7日以内毎<br>15項目 6ヶ月以内毎<br>消毒副生成物 6/1～9/30 | <b>(ビル管法:地下利水利用)</b><br>残留塩素 7日以内毎<br>15項目 6ヶ月以内毎<br>8項目 3年以内毎<br>消毒副生成物 6/1～9/30 |

©2009 Kiri Engineering Company, Limited 16

**井戸水・工業用水の場内処理**

©2009 Kiri Engineering Company, Limited 17

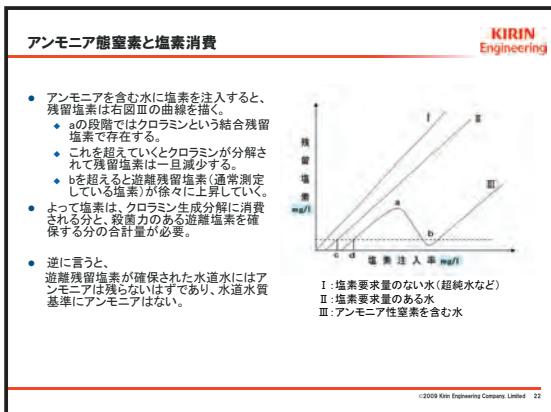
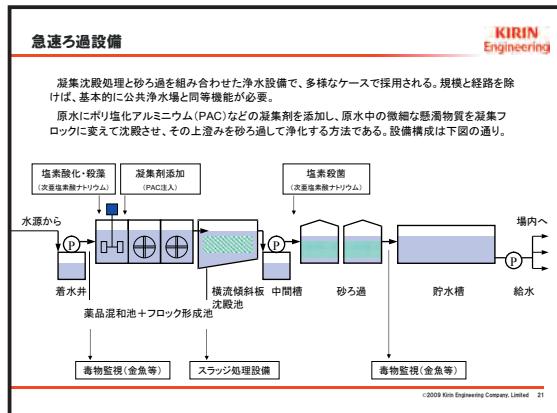


**井水・工水の処理の幅**

KIRIN  
Engineering

| 方法        | 処理前の水質   | 摘要   |
|-----------|--|--|
| 塩素消毒のみ    | 一般細菌500/ ml以下<br>大腸菌群50/100ml以下<br>これ以外は水道基準に適合            | 薬品注入   |
| 緩速ろ過法     | 大腸菌群1000/100ml以下<br>BOD 2mg/l以下<br>濁度10度以下<br>これ以外は水道基準に適合 | ろ過速度が低く、微生物の働きを利用した砂ろ過。<br>(現在、新設は殆どないと聞く。)                |
| 急速ろ過法     | 上記以外   | 薬品注入+凝集沈殿池+砂ろ過   |
| 特殊処理を含む方法 | 鉄が多い<br>マンガンが多い<br>アンモニアが多い<br>異臭味がある<br>硬度が高い             | 前塩素処理、曝気、他<br>接触ろ過、他<br>前塩素処理<br>曝気、活性炭処理、他<br>イオン交換、RO膜処理 |

©2009 Kirin Engineering Company, Limited 20



**次亜塩素酸ナトリウムの注意点**

KIRIN  
Engineering

次亜塩素酸ナトリウムは殺菌用途以外に除Fe・除Mn処理やアンモニア処理でも消費量が増加する。

さらに購入時の有効塩素濃度は保管中にも徐々に減少していく。

温度が高めほど分解は早く、また日光(紫外線)も影響があるので、薬液タンクは温度上昇しにくい環境に置くことが必要である。

|                               | 塩素消費 (mg/L) |
|-------------------------------|-------------|
| アンモニア態窒素 (NH <sub>4</sub> -N) | 7~8         |
| 鉄(Fe <sup>2+</sup> )          | 0.63        |
| マンガン(Mn <sup>2+</sup> )       | 1.3         |

|  | 参考1     | 参考2     | 参考3     |
|--|---------|---------|---------|
| アンモニア態窒素 (NH <sub>4</sub> -N)                        | 0mg/L   | 0mg/L   | 1.0mg/L |
| 鉄(Fe)  | 0mg/L   | 0.6mg/L | 0.1mg/L |
| 残留塩素濃度   | 0.5mg/L | 0.5mg/L | 0.5mg/L |
| 次亜塩素酸ナトリウム消費量<br>(有効塩素10%, 浄水量1000m <sup>3</sup> /d) | 5kg/d   | 9kg/d   | 86kg/d  |

©2009 Kirin Engineering Company, Limited 23

**次亜塩素酸ナトリウム液の分解と塩素酸生成**

KIRIN Engineering

次亜塩素酸ナトリウムは保管温度が高いと分解が速く、有効塩素濃度が激減し、逆に塩素酸濃度が急激に増加します。下図に、有効塩素濃度の減少例と、塩素酸濃度の增加例を保管温度別に示しました。

厚生労働省 水道課HPより

©2009 Kiri Engineering Company, Limited 24

**次亜塩素酸ナトリウムの注意点（分解物、不純物）**

KIRIN Engineering

- 塩素酸基準: 0.6mg/L以下
  - 温度の高くなる夏季に長期間保管すると、次亜塩素酸濃度が低下し、塩素酸が増える。
  - 貯蔵温度、期間のほか、紫外線による分解反応を防ぐため直射日光をあてないよう室内に保管すべきである。
  - 低価格タイプと呼ばれる有効塩素濃度の低いものは、この分解が速く安定しているとされる。
- 臭素酸基準: 0.01mg/L以下。
  - 原液を電気分解したCl<sub>2</sub>をNaOHと反応させるとき、Br<sup>-</sup>が含まれているとO<sub>2</sub>に似た挙動を示すために生成する。
  - 保管中に濃度があることはないが、次亜塩素酸注入量が最大レベルのときでも、基準を超えないようにしなければならない。

|           | 品質例1    | 品質例2    |
|-----------|---------|---------|
| 有効塩素 %    | 12.0    | 6.0     |
| 塩素酸 mg/kg | 4,400以下 | 2,500以下 |
| 臭素酸 mg/kg | 50以下    | 25以下    |
| 比重(20°C)  | 1.16以下  | 1.08以下  |
| 塩化ナトリウム % | 4以下     | 2以下     |

厚生労働省 水道課HPより

©2009 Kiri Engineering Company, Limited 25

**除鉄・除マンガンについて**

KIRIN Engineering

- 鉄、マンガンの影響
 

鉄分は、

  - 水に不快な臭味をつける
  - 衣類や器物を着色する
  - スライムやスラッジとして蓄積

マンガンは、①塩素により配水池内壁や給配水管の内壁に酸化蓄積し、はがれたものが黒い粉として析出する
- 主な除鉄方法
 

①塩素酸化鉄除法（前塩素処理）

②気曝除鉄法（曝気処理）
- 主な除マンガン方法
 

接触ろ過法（塩素を酸化剤、二酸化マンガン・水和物を自触媒に利用）
- 塩素としては、殺菌と同様に次亜塩素酸ナトリウムNaClOが一般的。

©2009 Kiri Engineering Company, Limited 26

**除鉄(Fe)**

KIRIN Engineering

塩素（または曝気）により $\text{Fe}^{2+} \rightarrow \text{Fe}^{3+}$ の反応が進み $\text{Fe(OH)}_3$ となるのを利用して、これを急速濾過、あるいは砂濾過に通すことで除去される。

最初から殺菌を兼ねて塩素注入する方法も考えられる。

©2009 Kiri Engineering Company, Limited 27

**除マンガン(Mn)**

KIRIN Engineering

- 塩素酸化すると黒色の二酸化マンガン水和物 ( $\text{MnO}_2 \cdot \text{nH}_2\text{O}$ ) となる。ただし反応は遅い。
- 一方で、この析出物がマンガン酸化反応の自触媒になる。
- 過濾塔に、二酸化マンガン水和物で表面を覆った過濾砂を充填し、塩素 (NaClO) を注入した水を通せば、マンガンの析出反応が瞬時に進んで除去される。

©2009 Kiri Engineering Company, Limited 28

**水道トラブル事例**

KIRIN Engineering

| 地域           | 事故内容            | 経緯、原因など  |
|--------------|-----------------|--|
| 平成18年<br>宮崎県 | 海水による汚水停止       | 強い雨の影響で取水道の濁度が上昇、浄水場の運転機能が閉鎖。                                  |
| 鹿児島県         | 異臭発生による断水       | 有機物、臭気、色度の基準超過あつたが、その原因是不明。                                    |
| 青森県          | 未だ前の水道水供給       | 浄水場の運転機能が停止。   |
| 福岡県          | 送水管の漏水、道路浸水     | 昭和5年敷設の送水管の絶縁劣化。   |
| 岡山県          | 塩素無注入での給水       | 濱電遮断の誤操作で塩素注入停止。警報装置も同じ電源で無作動。                                 |
| 大阪府<br>神戸市   | 工業用水を給水         | 水道管ではなく工業用水管に誤接合（複数）。  |
| 平成19年<br>北海道 | 高濃度水素発生で断水      | 取水河川の上流で局所的の爆発、土砂を含んだ高濃度で淨水不能。                                 |
| 広島県          | 中水供給で健康被害       | 研究施設排水の処理係の水中槽に異常。   |
| 愛媛県          | 臭素酸基準超過         | 次亜塩素酸ナトリウムによる臭素酸と推定。低価格タイプに変更。                                 |
| 宮城県          | 紀立管路漏水事例        | 長崎の車両荷台などにより破損した配管が破損したと推定。                                    |
| 宮崎県          | 原水にジブリア株出       | 水道停止し配水系統を高濃度塩素殺菌。但久策にて修理導入し閉鎖。                                |
| 平成20年<br>愛知県 | 残存塩素未検出         | アーモニア溶液によると塩素消費と推定。連続監査であるうえ設置箇所。                              |
| 山形県          | 塩素酸基準超過         | 長期貯留と高濃度で消毒剤の塩素酸が増加。貯蔵期間を縮めへ。他。                                |
| 北海道          | 給水大から大難発生       | 給水大が漏水利用の過濾設・滅菌装置がない。煮沸飲用指導。                                   |
| 群馬県          | 水道水に部分水没入       | 工場火災で設備の損失。かつては運転部操作で配水管を逆流。                                   |
| 千葉県          | シアラン化合物、塩素酸基準超過 | 井戸水にアソニア溶液多く含まれず十分、さらに地盤不足理由として不適切管理での有効塩素濃度低下、塩素吸引下げるため注入量削減。 |

厚生労働省WEBより抜粋

©2009 Kiri Engineering Company, Limited 29

**(つづき)**

**KIRIN Engineering**

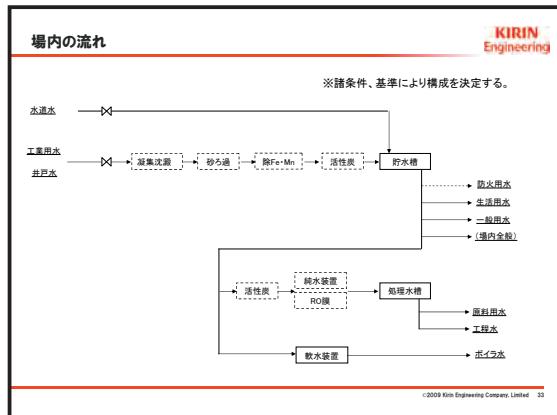
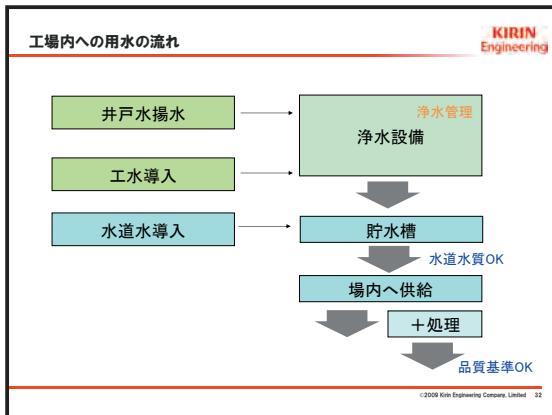
- ハム工場の事例での塩素処理の注目点
  - 塩素とアンモニア窒素で生じる結合残留塩素と有機物によりシアノ化合物が生成する(文献)。
  - 塩素要求量よりも少ない塩素添加量(結合残留塩素のみで過剰残留塩素がない)だと塩化シアノ生成する(事例)。
- 注意点(井戸)
  - 井戸水質としてアンモニア窒素、有機物が多くないか。
  - 井戸原水のモニタリングは十分か。
- 注意点(薬品)
  - NaClOを定量注入するだけにならないか。
  - NaClOタンクの温度管理、保管に問題はないか。
  - 有効塩素濃度が低下したNaClOを使い、不十分な塩素処理にならないか。
  - 塩素酸濃度抑制のためNaClO使用量を絞っていないか。

©2009 Kirin Engineering Company, Limited 30

**工程供給のための上乗せ**

**KIRIN Engineering**

©2009 Kirin Engineering Company, Limited 31



**一般用水と他の水**

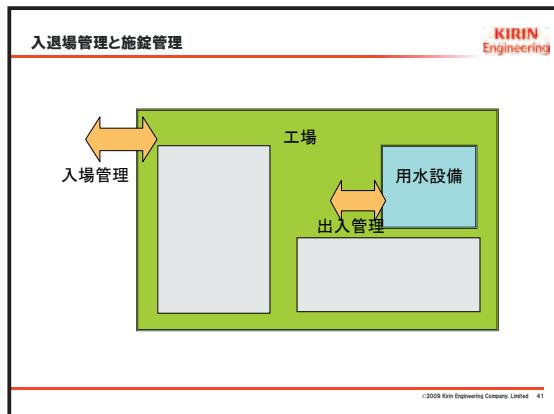
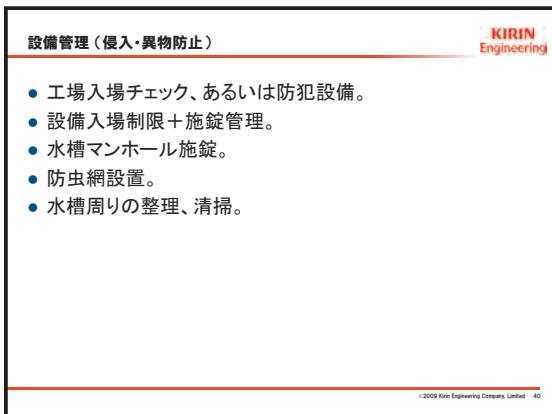
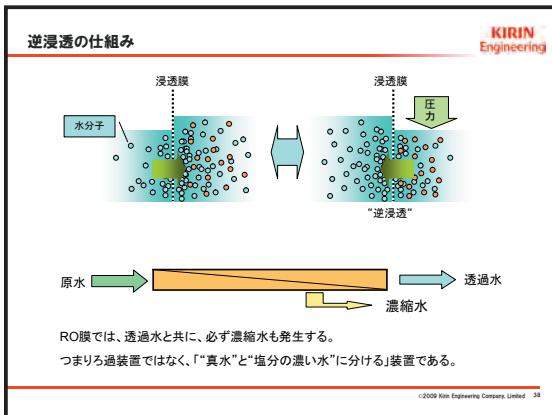
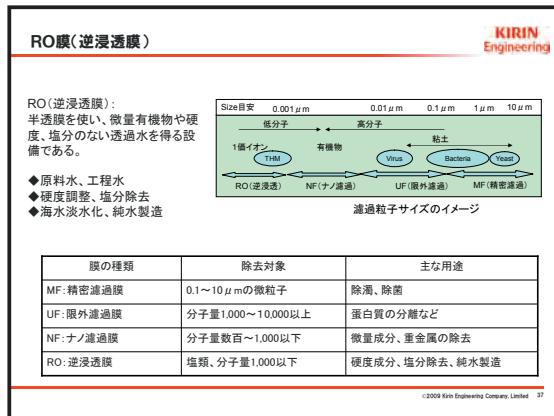
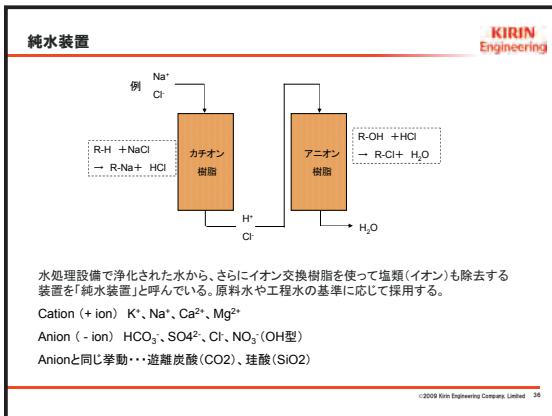
**KIRIN Engineering**

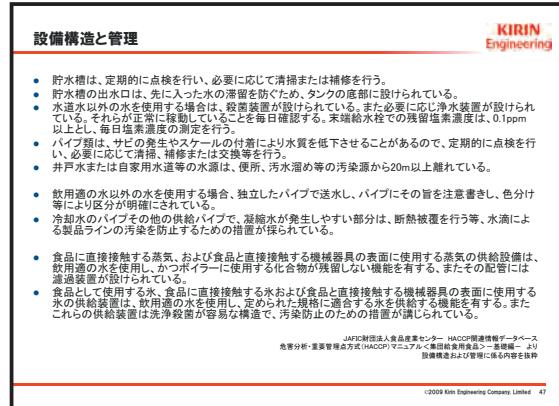
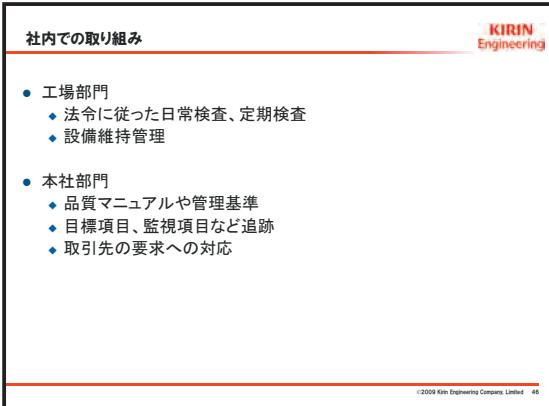
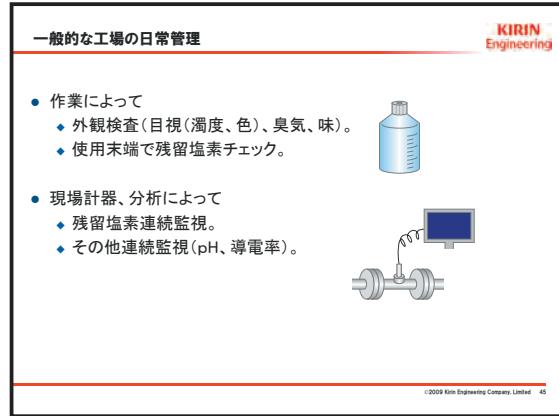
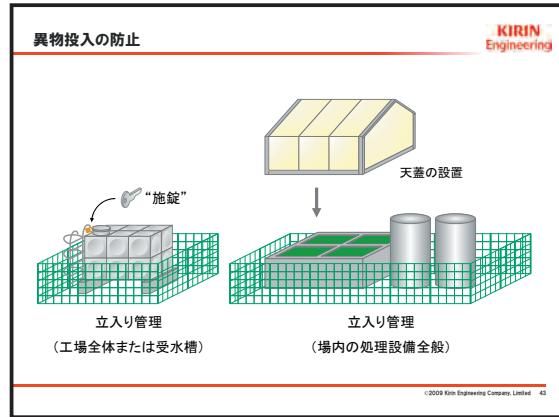
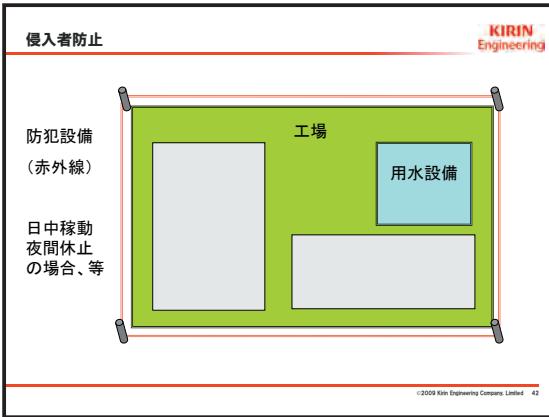
(1)まず水道水(飲用適)の水質基準を満たすこと。  
 (2)製造用水は水道基準に加えて製造標準を満足すること。  
 (3)Boiler用水についてはMaker推奨水質または管理標準を満足すること。

| 用途区分 | 内容                        | 用途                    | 要求水質                               |
|------|---------------------------|-----------------------|------------------------------------|
| 一般用水 | 場内全般に使用する。                | 工場全般<br>洗浄水<br>冷却水    | 水道水基準を満たすこと。<br>接觸上の支障が無い水質であることを。 |
| 製造用水 | 原料水にする。<br>製品に触れる場所に使う    | 原料水<br>容器洗浄水<br>CIP用水 | 水道水基準を満たすこと。<br>顧客の管理基準を満たすこと。     |
| ボイラー | ボイラーに給水する。                | ボイラー                  | メーカー推薦値あるいは管理基準に合うこと。              |
| 雑用水  | 井戸水などをそのまま使う。<br>再利用水を使う。 | 緑地、排水処理場              | 特に基準はない。使用上で支障がないこと。               |

©2009 Kirin Engineering Company, Limited 34







### 配管材質について

KIRIN  
Engineering

|                                      |                   |                        |
|--------------------------------------|-------------------|------------------------|
| 配管用ステンレス鋼管                           | SUS304<br>SUS304L | 製品、半製品、<br>水(製品、または同等) |
| 配管用炭素鋼钢管(亜鉛めっき管)                     | SGP-W             | 水配管用<br>(上水道以外に使用)     |
| 水道用硬質塩ビライニング钢管<br>水道用ポリエチレン粉体ライニング钢管 | SGP-V<br>SGP-P    | 市水・上水                  |
| 塩ビ管                                  | VP、HIVP           | 市水・上水                  |

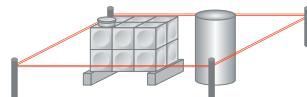
©2009 Kirin Engineering Company, Limited 48

### 設備設計時からの対応

KIRIN  
Engineering

※KEC建設事例より

- ◆ 屋外重要設備を監視用センサーで包囲。
- ◆ 水関連のタンク、NaClOタンクのマンホールに南京錠。
- ◆ 設計段階から井水中のアンモニア濃度による塩素消費を考慮し、NaClOタンク容量と注入量を決定。
- ◆ NaClOタンクは日陰に設置。



©2009 Kirin Engineering Company, Limited 49

## <講演要旨>

# 最近の包材トレンド

凸版印刷株式会社  
生活環境事業本部  
販売促進部 山本俊巳  
環境ビジネス部 梅田勝彦  
環境ビジネス部 高村康正

## 1. 最近の包材トレンド

現在の社会背景は、人口動態の変化（高齢化、少子化、単身世帯増加）、社会変化（環境意識の高まり、メーカーの信用失墜＜安心・安全リスク拡大＞）、市場流通の変化（マス広告の効果が低下し、パッケージコミュニケーションの役割が相対的に高まるプライベートブランドの台頭）となっており、2009年度は消費マインドの低下に始まった。

この特殊な環境を越える為、消費マインドにつなげる4つの価値キーワードを抽出。

「店頭の価値」・・・店頭で世界観を伝える

「エコの価値」・・・エコを変える、環境対応+α

「ユニバーサルデザイン（UD）の価値」・・・消費者の満足をさらに高める

「安心・安全の価値」・・・安全が生み出す安心

### ■店頭の価値

- ・ハイクラス・・・店頭でワンランク上の価値（価格）をパッケージで納得させる
- ・ブランドの記号化・・・グラフィック、構造、フォルムにより、店頭でのブランド認知を促進する
- ・情緒性・・・パッケージの情緒的な表現で精神的な価値を伝える
- ・クオリティ・・・製品の品質を店頭で伝えるパッケージ表現

### ■エコの価値

- ・心地よい・・・エコによる物理的な心地よさ
- ・トップブランドの変革・・・環境対応パッケージがブランド価値を上げる

### ■UDの価値

- ・KAIZEN（改善）・・・製品の使いやすさ向上のためのUDによる改善
- ・ネクストステージ・・・使いやすいだけではなく、商品の価値を上げるUDへ進化

### ■安心・安全の価値

- ・ハード・・・パッケージ技術による安全が安心価値を確立
- ・ソフト・・・情報開示による安心価値の確立

## 2. パッケージつくりにおける環境配慮とUD

凸版印刷では、パッケージつくりに不可欠な2つの視点「環境」と「UD」の融合を追求しています。

### 2-1) 包装容器をとりまく現状

パッケージに求められる環境法規制と社会的要請について

- ・容器包装リサイクル法

家庭からでるごみの6割（容積比）を占める容器包装廃棄物を資源として有効利用することにより、ごみの減量化を図るために法律

- ・カーボンフットプリント、低炭素

商品・サービスのライフサイクルの各過程で排出された「温室効果ガスの量」を合算。

事業者は、各プロセスでのCO<sub>2</sub>排出量を把握することで、一層のCO<sub>2</sub>排出削減を可能とし、消費者には、購入・使用・廃棄に伴うCO<sub>2</sub>排出を自覚することで、CO<sub>2</sub>排出削減を促します。

### 2-2) パッケージにおける環境への取組み

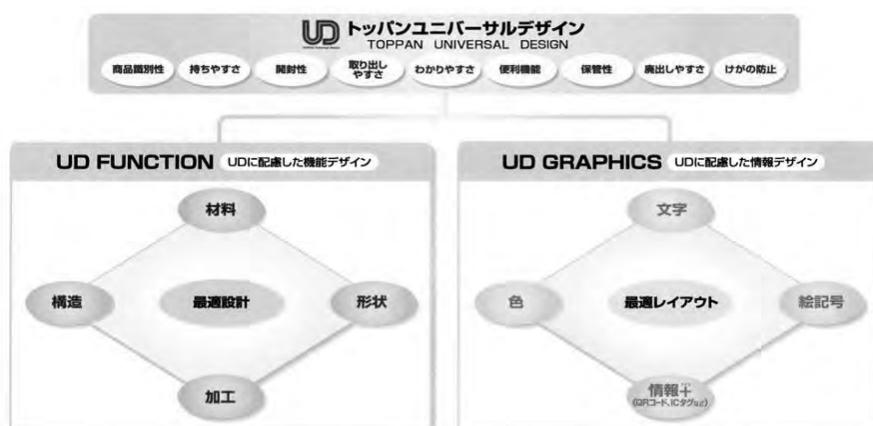
パッケージは、商品の品質を保持し「安心・安全」に利用されることに加え、「循環型社会」「低炭素社会」の双方にも適合することが求められています。

パッケージ開発・設計の4つ考え方を紹介

- ・リデュース・・・ごみの発生抑制、原材料使用量を減らす
- ・リユース・・・使用されたものをそのまま再利用する
- ・リサイクル・・・廃棄物を原料（資源）として再利用する
- ・バイオマス資源の活用・・・枯渇資源の使用を抑え、再生可能な資源に置き換えていく  
例）バイオマスプラスチック、紙

### 2-3) パッケージづくりにおけるUD

トッパンではUDの為の9つの要件のもと、UD FUNCTION（UD機能）とUD GRAPHICS（UD情報デザイン）の要素を組み合わせてユニバーサルデザインパッケージを開発しています。



## 2-4) パッケージユニバーサルデザイン コンサルティング

トッパンは3つのツールを使用してパッケージのユニバーサルコンサルティングを行い、使用者視点に基づいた最適なパッケージをご提案しています。

### ①UD診断システム

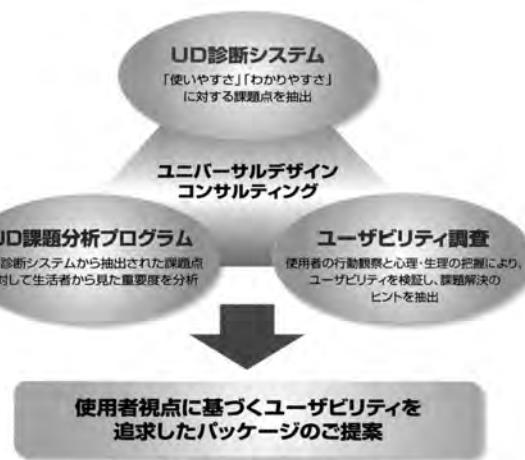
UD視点からの課題抽出

### ②UD課題分析プログラム

UD課題の重要度分析

### ③ユーザビリティ調査

ユーザー動作観察からの課題抽出



以上

## <講演要旨>

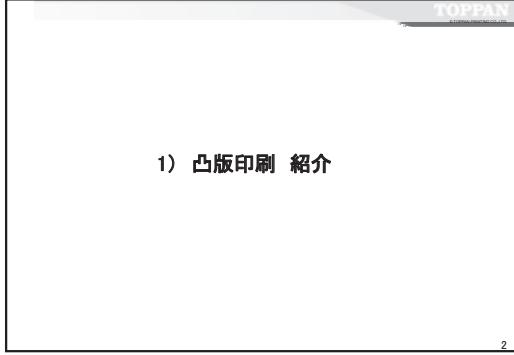


### 今日の目次

- 1) 凸版印刷 紹介
- 2) 包材トレンド
- 3) パッケージつくりにおける  
環境配慮とユニバーサルデザイン
- 4) 凸版印刷 製品ラインナップ

\*写真の掲載されているページは、  
配布資料から削除しております。  
ご理解の程、よろしくお願ひいたします。

1



### 凸版印刷の概要

**会社概要: 2009年3月現在**

|           |                     |
|-----------|---------------------|
| 社名        | 凸版印刷株式会社            |
| 所在地 (本社)  | 東京都新宿区西新宿6丁目1番地(新宿) |
| 設立        | 1906年(明治39年)        |
| 代表者       | 代表取締役社長 宮川直樹        |
| 資本金       | 104,649百万円          |
| 従業員数      | 2,181人              |
| 売上高       | 25,183億円            |
| 経常利益      | 24,433億円            |
| 純利益       | 16,112億円            |
| 営業利益      | 15,679億円            |
| 営業収益      | 17,688億円            |
| 税金等調整前純利益 | 41,510人             |
| 資本        | 11,546人             |

**情報・ネットワーク系**  
・電算カード部門  
・法人カード部門  
・個人カード部門  
・決済システム部門  
・電子支払システム部門  
・電子マネー部門  
・決済取扱部門  
・電子決済部門  
・電子支払部門  
・電子マネー部門  
・決済取扱部門  
・電子決済部門

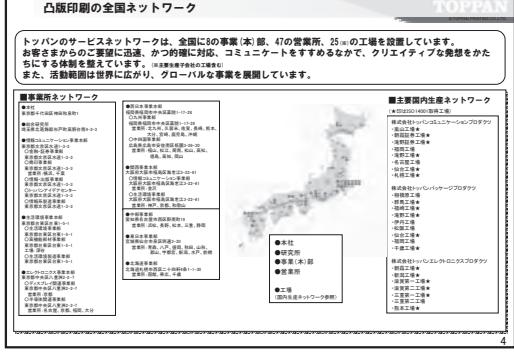
**生活環境系**  
・リサイクル部門  
・資源循環部門  
・資源開拓部門  
・資源供給部門  
・資源販売部門  
・資源取扱部門  
・資源利用部門  
・資源開拓部門  
・資源供給部門  
・資源販売部門  
・資源取扱部門  
・資源利用部門

**エレクトロニクス系**  
・エレクトロニクス部門  
・半導体パッケージ部門  
・半導体パッケージ部門

**次世代商品系**

**トッパン小石川ビル**

2

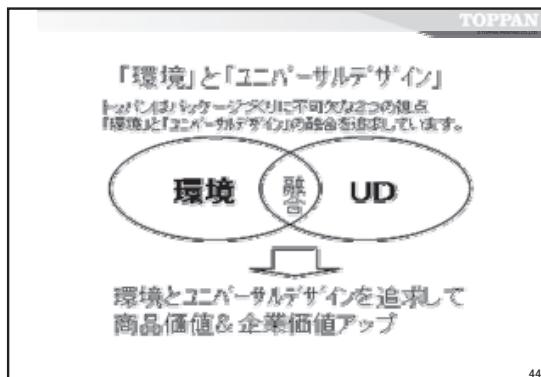
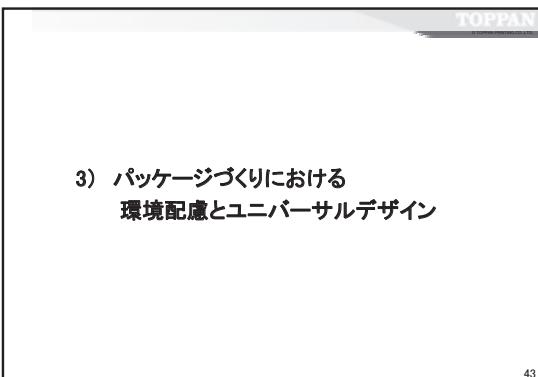
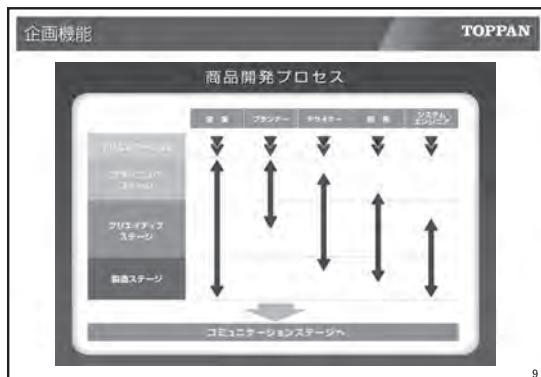
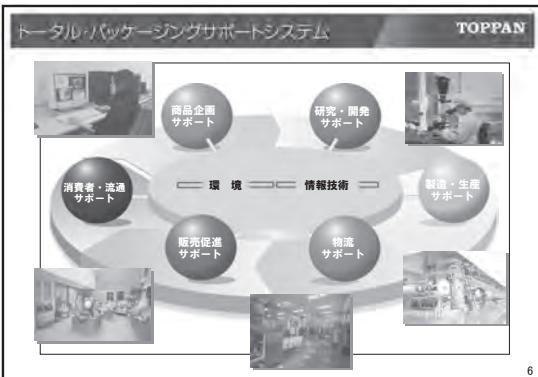


4

### 凸版印刷の事業領域



5



◆改正容器包装リサイクル法（1）

### 改正容器包装リサイクル法 成立（2006年6月）

- ①容器包装廃棄物の排出抑制（リデュース）の推進
- ②事業者が市町村に資金を拠出する仕組みの創出
- ③その他の措置

**2007年4月**  
改正容器包装リサイクル法 本施行  
容器包装廃棄物の排出抑制（リデュース）など

**2008年4月**  
改正容器包装リサイクル法 完全施行  
事業者から市町村に資金を拠出する仕組みなど

45

◆容り法再商品化委託料の動向（2）

■再商品化委託料金額推移（単位：億円）

| 期間  | PETボトル | 紙   | プラスチック |
|-----|--------|-----|--------|
| H12 | 100    | 100 | 100    |
| H13 | 200    | 150 | 150    |
| H14 | 300    | 200 | 200    |
| H15 | 350    | 250 | 250    |
| H16 | 400    | 300 | 300    |
| H17 | 450    | 350 | 350    |
| H18 | 480    | 400 | 400    |
| H19 | 450    | 380 | 380    |

■食品ユーザーのH21年度再商品化委託料 ブラ:紙比較

|      | H21年度実施委託料 | H20年度拠出委託料 | 再商品化委託料計   |
|------|------------|------------|------------|
| ブラ   | 43.447円/kg | 6.856円/kg  | 50.303円/kg |
| 紙    | 0.515円/kg  | 0.067円/kg  | 0.582円/kg  |
| ブラ/紙 | 84.4倍      | 102.3倍     | 86.4倍      |

46

◆カーボンフットプリント（1）  
カーボンフットプリント（炭素の足跡）とは

“商品およびサービスの原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルを通して排出される温室効果ガスの排出量をCO<sub>2</sub>に換算した数値”

★個人の活動、企業による製品・サービスの提供などが、地球温暖化にどの程度影響を与えるのかを把握するのに用いられる。

原材  
料調  
達 ⇄ 生  
産 ⇄ 運  
送 ⇄ 販  
売 ⇄ 使  
用 ⇄ 廃  
棄・リ  
サイク  
ル

CO<sub>2</sub> 排出量の表示

CO<sub>2</sub> 排出量

原材料調達 80g  
商品生産 51g  
商品輸送 7g  
商品販売 17g  
商品使用 21g  
廃棄・リサイクル 10g  
合計 186g

47

◆カーボンフットプリント（2）  
カーボンフットプリント表示までの流れ

経済産業省「実用化・普及推進研究会」  
08年度

LCA取り組み事業者による試行事業

経済産業省CFP試行事業  
09年度～

カテゴリールール（PCR）の策定  
→ 第三者機関によるPCRの認定・公開

カーボンフットプリント（CFP）の策定  
→ 第三者機関によるCFPの認定・公開  
→ マーク使用許諾

商品への「CFP」の表示

※認証を受けていないCO<sub>2</sub>排出削減の訴求には留意が必要

48

◆カーボンフットプリント（3）  
PCR原案策定計画登録状況

PCR原案登録状況 全登録件数：1,111件

| 登録年   | 登録件数   |
|-------|--------|
| 2008年 | 1,111件 |
| 2009年 | 0件     |

登録年別登録件数

登録年別登録件数

（社）産業環境管理協会より

49

パッケージにおける環境への取り組み

循環型社会と低炭素社会の両立

循環型社会への取組み（リサイクル社会構築）

低炭素社会への取組み（地球温暖化防止）

3R

リユース  
リサイクル

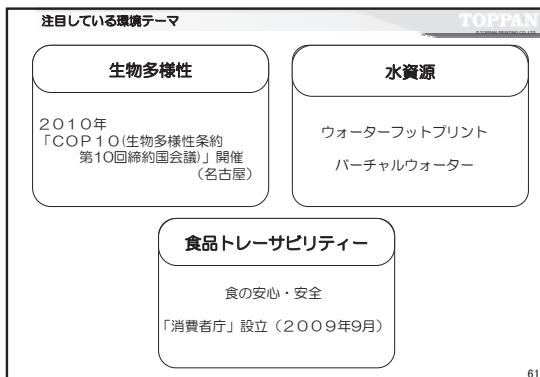
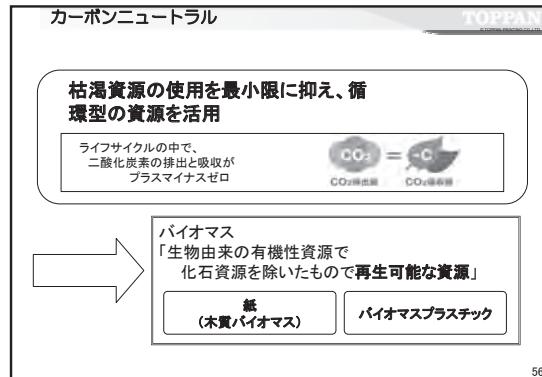
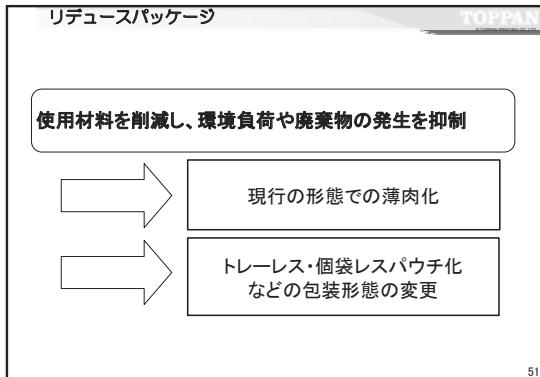
リデュース

枯渇資源の使用削減

カーボンニュートラル

低炭素社会の実現  
カーボンフットプリントによる影響評価

50



**ユニバーサルデザインとは**

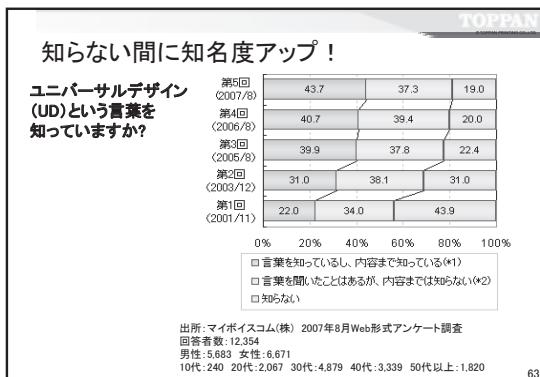
TOPPAN

Ronald L. Mace氏により1990年代に提唱される  
(ノースカロライナ州立大学 ユニバーサルデザインセンター長)

↓

あらゆる体格、年齢、障害の度合いにかかわらず、誰もが利用できる製品・環境の創造  
(Universal : 普遍的な、万能の)

62



**日本には様々な人がいる…**

TOPPAN

|       |         |
|-------|---------|
| ・障がい者 | 366万人   |
| ・妊産婦  | 111万人   |
| ・高齢者  | 2,744万人 |
| ・こども  | 1,747万人 |
| ・女性   | 6,542万人 |
| ・左利き  | 800万人   |
| ・外国人  | 215万人   |

64

**TOPPAN**

### 加齢による変化は平等です

- ・小さい文字が見えにくくなる
- ・遠近感を把握しにくくなる
- ・視野が狭くなる
- ・色合いの判別能力が衰える
- ・眩しさを強く感じるようになる
- ・明暗に順応する能力が低下する

66

**TOPPAN**

### 試してみると 若者の見え方 80歳の見え方

色覚変換処理装置 防衛大学校応用物理学科共同開発  
特開2003-009173

67

**TOPPAN**

### ユニバーサルデザイン

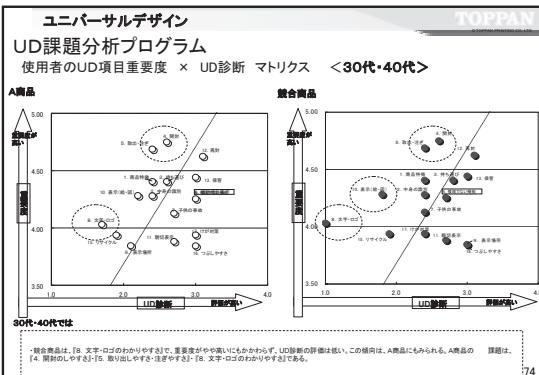
「パッケージづくりにおけるユニバーサルデザイン」

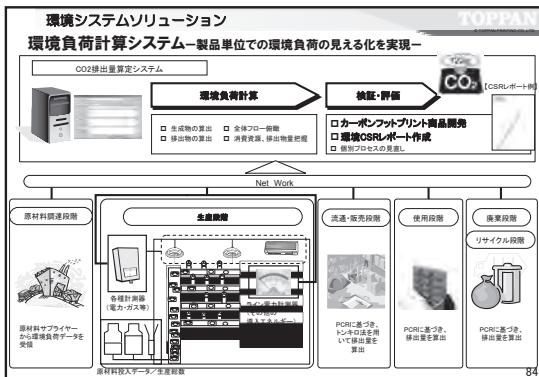
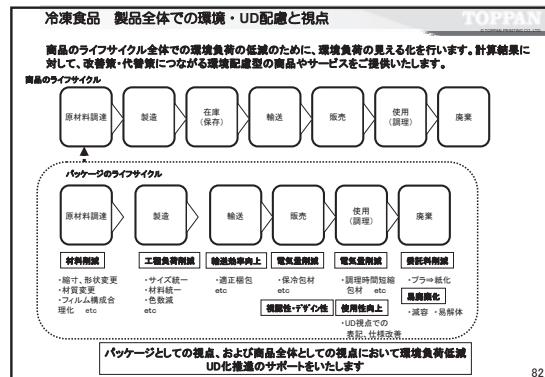
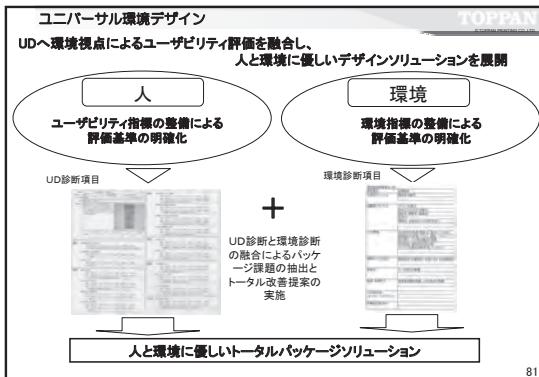
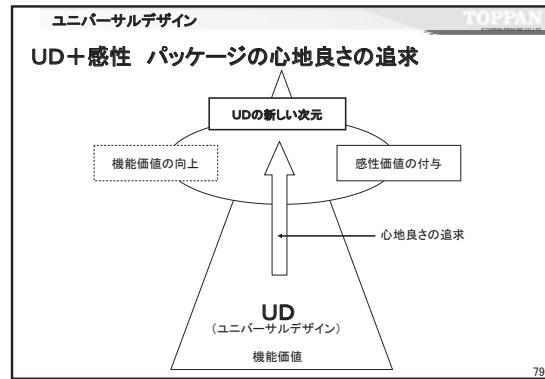
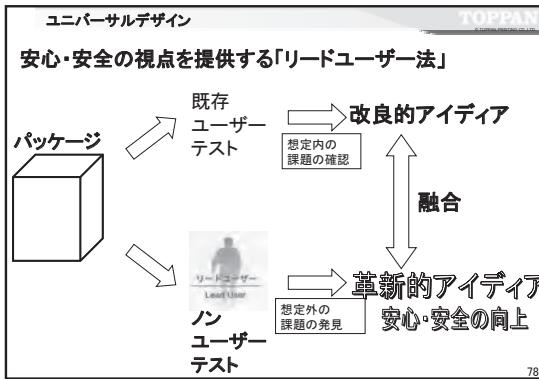
68

**TOPPAN**

### ユニバーサルデザイン パッケージユニバーサルデザインコンサルティング

69





## <食の安全>

# 豊かな食生活を目指して —農薬の光と陰—

財団法人 日本冷凍食品検査協会

理事 高井 陸雄

本稿は2010年2月24、25日に上海において開催された「食品安全確保セミナー」で24日に筆者が話したものを作成したものです。

本セミナーは（社）農林水産先端技術産業振興センター（S T A F F）が主催し24日「講演」（於：「復旦大学張江校区」）、25日「食品分析に関するワークショップ」（於：「上海食品検査所」）で行われました。セミナー開催にあたっては、中国食品土畜進出口商会、上海市食品検査所、上海海洋大学、上海市出入境検査検疫局、等中国側の協力と冷凍野菜輸入日本企業で構成されている輸入冷凍野菜品質安全協議会（凍菜協）の全面的な支援で成功裏に終了致しました。各団体とりわけ凍菜協の会員企業のみなさまに感謝申し上げます。

### はじめに

人類は「食糧確保」と「外敵と寒さからの防御」に対する「技術革新」を実現することで現代まで生き抜いてきたと言える。本講演では「食糧の確保」に人が払った努力について考える。とりわけ害虫の食害に対し圧倒的な効果を示す農薬は化学工業の進歩によるところが大きいがその弊害も絶大なものである。農薬は人と虫を分け隔てる事無しに絶大な効果を示す。誤用による事故、大地に残留し作物が吸収する農薬の影響を考えた時、私達は「調和がとれた農薬の使用」、「薬効が持続しない近代農薬」、「人の生薬に対する作物の生農薬」の開発が期待される。

### 1. 自然生産物採取の生活から農耕生活へ

人類が地球上に現れたのは400万～700万年前であり、地球誕生が45億年前であることを考えると、つい先日、猿と類人猿とは分化したのである。我々の祖先はゴリラ、オランウータン、チンパンジーと同様に、木の実、草の葉を採り食糧としていた。ホモサピエンスの登場は20万年前であり、植物を餌とする動物を狩猟し、食糧としてムシャムシャと食べ始めたのである。3万年～5万年前、既に洞窟を利用して寒さと外敵を避け、自然の火を洞窟に持ち込み暖を取っていた。日本列島が大陸から切り離されて孤立したのが7万年前であり、日本列島は若い土地であると言える。既にこの段階で大陸から日本列島に我々の祖先は陸橋を使い渡り住んで居たのである。モンゴロイドがアメリカ大陸へ渡ったのは2～3万年前のことである。

人類が農耕を始めたのは旧石器時代後期1万年前であると考えられているが、定まったものではない。

表1 農耕の始まり

|         |   |
|---------|---|
| 旧石器時代終期 | メソポタミア「地中海農耕文化」、野生の大・小麦採取                   |
| 前11000年 | 東南アジア「根菜農耕文化」                               |
| 前10000年 | 長江流域での農耕文化                                  |
| 前8000年  | 猪を馴化し家豚とする。豚飼育には穀物飼料が必要。                    |
| 前3000年  | 日本へ稻作の技術が長江下流の江南地方から、直接、あるいは朝鮮南部を経て九州北部に入る。 |

農耕の始まりは人類の分化が進む過程で地域の植物を「如何に利用するのか」を人が考え出した文化であり、東南アジア、地中海、アメリカ大陸等でそれぞれの地域の特色を持ったものを作っている。

自然の生産物を採取するだけでは無しに、その実（種子）を採取し播種する行為は人類のみが持つ知恵である。農耕が盛んになり人が食べる以上の量の生産が可能となってはじめて動物を飼育する、飼い慣らす事が可能となった。

食料を確保するために集団を形成し、その結果として人口の増加と食料の増産が可能となる。より大きな集団が生まれ、自然の脅威と外敵に効果的に対処できると同時に争いの種が生まれる事にもなった。

## 2. 人が好む食糧を鳥獣・虫も大好物

1. 野生の植物を改良し人の口に合うようにしてきたのは人類の知恵である。大きな甘い果実がたくさんなる果樹、葉・茎が柔らかく苦みのない野菜、筋のない根茎類、人が美味しいものは他の動物も大好物。この収穫物をめぐり人・獣・虫はせめぎ合う事となった。
2. 耕作に適した場所は日当たりも良く地味もこえており、種を増やすことに専念する「草」が繁殖するには格好の場所である。

現在、近郊地域に広がる休耕農地がたちまちのうちに雑草に覆われる現状を見てほしい。

3. 殿様飛蝗（トノサマバッタ）による食害は中国でも有名であり、3000年以上前の殷代の甲骨文に記録がある。12世紀朱子が夜中に火をたきバッタを誘い込み退治したことが知られている。

## 3. 自然力・人力を利用した害虫防除や雑草駆除

1. あらゆる作業は人力と畜力で行われた。
2. ウンカは稻作の強敵。お天気頼み、神頼み、虫塚を作り虫封じを祈願した。
3. ウンカ駆除のため、水田に鯨油をまき、ウンカを叩き落とし窒息させた。日本最初の農薬使用である。1670年。下図参照
4. ウンカ駆除のため、野外の蛍光灯の下に水槽を設け油を表面に浮かべたものを夜間点灯し虫を集め溺死、窒息させる方法が講じられた。
5. 除虫菊：（成分ピレトリン）が日本に紹介されたのは1885年である。
6. 水田の除草は人が田を這うようにして作業した。

7. カモを水田に放し除草の役目を言い付けた。
8. 家畜となったイノシシ等が逃げ出さないために土塁や、石垣を作り家畜を囲いこんだ。この構築物は外部から畠への侵入を防ぐための防壁ともなった。



図1 注油駆除「除蝗錄全」(大蔵永常著、1826年)

#### 4. 人工物による害虫防除・雑草駆除の時代へ

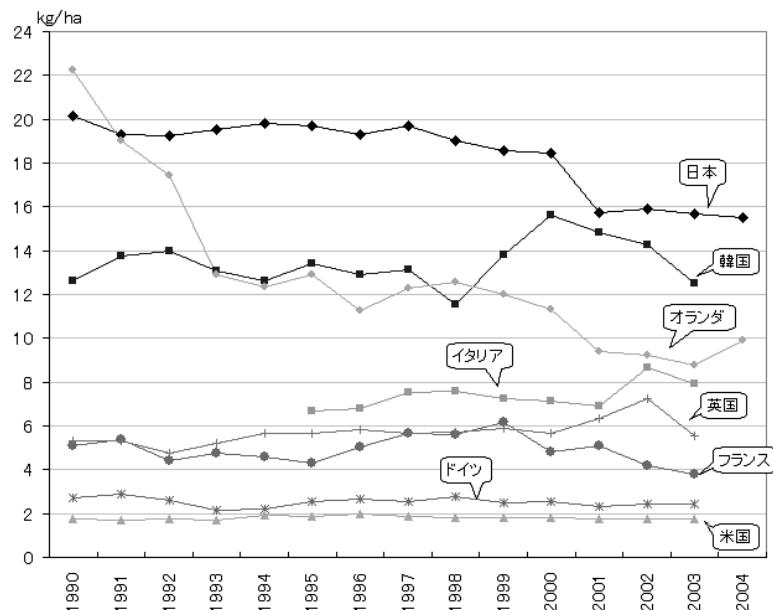
- ・農薬の定義としては「農作物を害する菌、線虫、ダニ、昆虫、ネズミその他の動植物またはウイルスの防除に用いられる殺菌剤、殺虫剤、その他の薬剤、および農産物の生理機能の増進または抑制に用いられる成長促進剤、発芽抑制剤その他の薬剤」としている。
- ・DDT（1938年開発）、BHC：有機塩素系殺虫剤：理想的な殺虫剤として利用された。DDTは難分解性、長期間安定、高脂溶性 生物濃縮しやすい殺虫剤である。
- ・有機リン系殺虫剤：パラチオン、哺乳類に対し急性毒性をしめす。パラチオンは使用禁止薬剤である。
- ・殺菌剤：稻病害防除剤
- ・除草剤、（2、4-D）、・誘引剤・忌避剤・殺そ剤
- ・生物農薬
- ・農薬の生物に対する作用機序として、神経機能阻害、エネルギー代謝阻害、生体成分生合成阻害、ホルモン作用かく乱、細胞分裂阻害など 動植物について作用する。

次頁に「主要国の農薬使用量の推移」と「中国農薬生産量と播種面積あたりの生産量」を示した。

図2は主要国の農薬使用量の推移を示したものである。日本の農薬の使用量は減少してはいるもののここに示したものの中では最も多い。日本の農業は耕地が限られているため密植しており、病気等の予防についても配慮しなければならない。集約的農業であり、単位面積あたりの収穫量を増やすためにも様々な農薬を使っている事が予想される。これに対し最下段の米国

では粗放的とは言えないまでも広大な面積で栽培する事による病気の蔓延等への対策が比較的容易である事が期待できる。

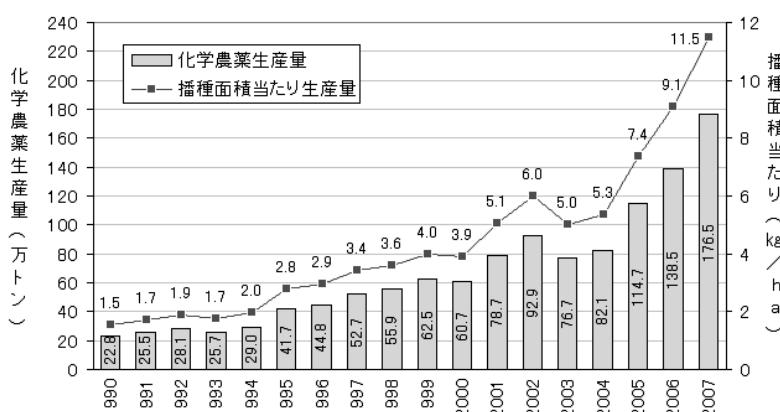
図3の中国における化学農薬生産量と播種面積あたりの生産量は同じ傾向で推移している事が解る。このような傾向は多かれ少なかれ、化学農薬が使用されるようになってから各国において同様な傾向を示してきたと想像できる。現在期待される事は農薬量を減らしても生産量の減少にならない新たな農薬の開発であろう。



(注)耕地面積(Arable and permanent crop area)当たりの有効成分換算農薬使用量(Total Pesticide use(active ingredients))。農薬は林野・公園・ゴルフ場など非農業用にも使用(米国では25%)。

(資料)OECD database: Environmental Performance of Agriculture in OECD countries since 1990

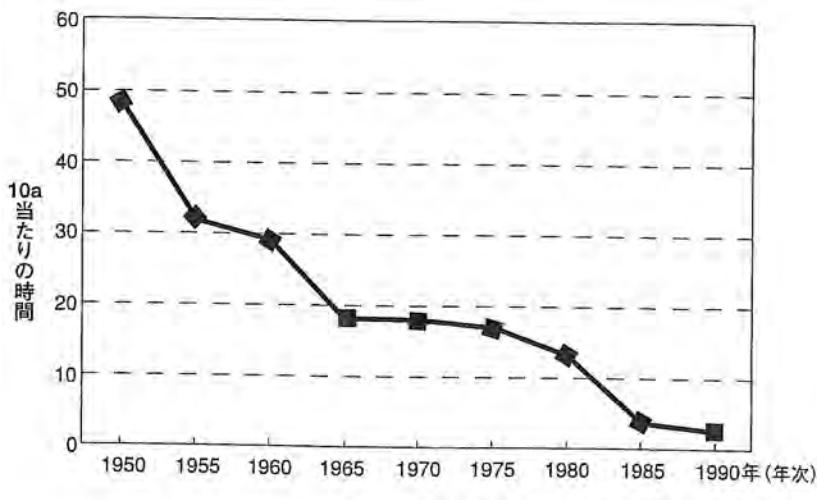
図2 主要国の農薬使用量



(注)播種面積(果樹園、茶園を含まず)は、近年、FAO推計の耕地面積とほぼ同等  
(資料)中華人民共和国国家統計局HP「中国統計年鑑2008」

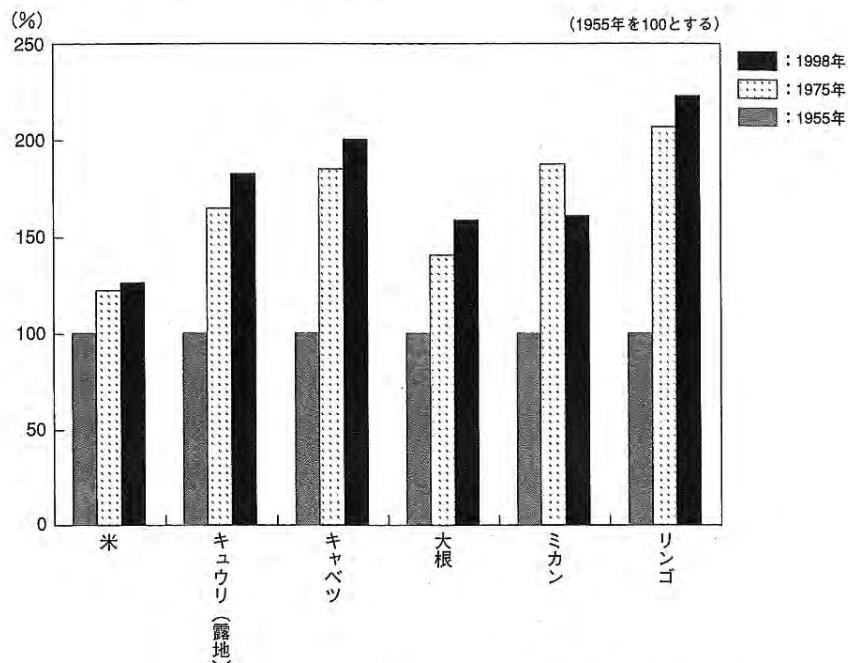
図3 中国の農薬生産量推移 (参考)

図4に除草剤のもたらす稲作作業効率と、農産物収穫量変遷を化学農薬利用による点から考察する。除草剤の使用が作業時間を少なくしたことがわかる。農薬の使用が収穫量を増やすことになったことが図5より理解できる。



農林水産省「米生産費統計調査」より

図4 水稲作における除草作業時間の推移



農林水産省統計情報部：農林水産省統計表

図5 単位面積あたりの収穫量の推移

## 5. 食品リスクの考え方

- 作物を確実に手に入れるために大量の化学肥料を投入し、殺虫剤、除草剤を使うことは最善の方法であるのか。殺虫剤、除草剤の化学的特性を熟知して使用する事が必要であり、製造者は責任を持って販売する事が必要である。
- 1962年Rachel Carsonは「Silent Spring」において農薬や殺虫剤の過剰使用が自然の生態を破壊することを世に問うた。この警鐘はやがてDDT、BHC使用の全面禁止へと繋がった。しかし、一方でDDTの全面禁止はDDTの使用によりマラリアが撲滅された地域にふたたびマラリアの脅威をもたらした。殺虫剤の使用を一義的に定める事について様々な視点から引き起こされるリスクを検討する必要がある。
- 人に優しく、環境に優しい農薬の開発が必要である。
- 矛盾しているようであるが農薬は散布後速やかに分解し無毒化することが必要。分解はおむね一次反応と考えられているが、共存物との反応についても検討する必要が有ろう。
- 残留農薬の濃度に関する法律を厳しく守る事が必要。
- 「食品が食べて安全である」という意味は、そこに「毒物は全くない」と言うことを意味しない。Codex Alimentarius Commission (2003) の食品安全の定義では“Assurance that food will not cause harm to the consumer where it is prepared and/or eaten according to its intended use”となっており、絶対安全を保証するものではない。「食品の安全性」を考える場合摂取する量が重要な課題となる。
- 分析化学技術の進歩と、試験動物或いは細胞の感受性が高まるとともに、ゼロリスクは科学的に証明するのは困難である。従って、食の安全は実際に使用する農薬の濃度、量、或いは取り込まれる量で安全を評価するようになってきている。
- 食品の安全を守る手法として、食品プロセス全体に対しリスクアセスメントを行う。そのためには個々のプロセスにおけるリスクマネジメントとリスクアセスメントをおこない相互の関連を明確にするリスクコミュニケーションを実施する。このプロセスを食品生産工程すべてに対して実施しリスクアセスメントを積み上げ初めて『リスクアセスメント』は完成する。
- 食品の安全性の尺度がネガティブリストからポジティブリストへと変更された事は多くの化学物質について目を光らせる時代に入っていることであり、残留農薬を含む化学物質を厳密に測定することが出来る技術が要求される時代に入ったと言える。

## 6. ネガティブリストからポジティブリストへ

- ネガティブリスト制度では「越えてはならない農薬の残留リストにない農薬の残留は規制できない」この方式では日本では使わない海外の農薬は規制できない事になる。
- ポジティブリスト制度では農薬が残留していても良い基準値を定めるとともに、残留する可能性のある農薬については、全ての食品について基準値を設定するとともに、適用外作物を含む全ての作物を対象に基準値を設定した。国内登録のない農薬についても輸入作物に残留の可能性があれば基準値を設定している。

この制度の法制化の流れはつぎのとおりである。

- ・平成15年 5月 食品衛生法改正

10月 暫定基準（第1次案）公表  
・平成16年 8月 暫定基準（第2次案）公表  
・平成17年 5月末 暫定基準（最終原案）とりまとめ  
WTO通報、パブリックコメント募集  
8、9月 食品安全委員会調査審議、薬事・食品衛生審議会食品衛生審議会  
食品衛生分科会審議・答申  
11月 **暫定基準等の厚生労働省告示**  
参照：①暫定基準が決まった715品目リスト  
②「品目別の作物別基準値」厚生労働省→  
食品中に残留する農薬等の暫定基準（最終案）  
→12. 食品等に残留する農薬等に関するポジティ  
ブリスト制度における暫定基準（最終案：基準値）  
平成18年 5月末 ポジティブリスト制施行

## 7. 人口爆発の時代における食糧確保

- 世界の食糧需給は1990年以降、構造的に変化してきている。
- 世界は一体となって動いており一気に世界中に影響が出る。（リーマンショックは好例）
- 食糧需給構造の変化については、需要、供給の双方から捉える必要がある。  
需要面の要因：人口増加、各国の経済成長、食料の分配構造  
供給面の要因：耕地面積、反収増加の持続性、  
これらの要因がバランスがとれていれば飢えることはない。現状でも飢えている人々がいる状況であり、供給面での技術改良（農耕技術、優良品種の作出）、天候、水資源確保、が喫緊の課題であろう。  
食糧需給の長期的展望としては楽観論と悲観論が出ている。

（環境学入門7「食料と環境」 大賀圭治著 岩波書店 より）

### 終わりにあたり

人が飢えることなく快適で安全な時を過ごすためには食料の確保、水の確保が喫緊の課題である。

農耕のために払った努力が十分に報いられるよう、作物の品種改良、害虫駆除、雑草除去、灌漑設備充実等、さまざまな工夫を凝らしてきた。しかし、これらは諸刃の刃である。品種改良はGM食品を生み出し、殺虫剤、除草剤は人に向かって矢を放つこととなる。加減を知ることが必要である。

地球環境を持続的に利用し、食料が人類の必要量を満たし、安全安心な生活を維持していくよう人類の英知を総動員しなければならない。

本発表にあたり「食品安全性セミナー第3巻 残留農薬」著：上野雅子・永山敏廣、中央法規社出版2002年5月 を参考にさせていただきました。

## <商品開発>

# 「フローズンチルド食品の開発」

ハウス食品株式会社ソマティックセンター

チーフ研究員 宮尾宗央

## 1.はじめに

弊社は、カレールウ、スパイスなどの香辛食品類、レトルトカレーなどの調味済食品類、飲料、スナック、ラーメンなど幅広い食品を販売している総合食品メーカーである。流通温度帯で区分すると大部分は常温流通だが、一部冷凍流通のものもある。これは弊社の業務用食品ユーザーより冷凍の長所を生かした食品がほしいとの声を受け、2002年業務用冷凍食品、フローズンチルド食品の開発をスタートしたことによる。今回、弊社の食品開発の一例として、フローズンチルド食品（ビーフシチュー）の開発について紹介する。

一般的に、チルド食品の長所として①レトルト殺菌・乾燥など常温保管するための加工工程が不要なため、食品本来のおいしさ（味・香り・色合い）をそのまま保存できること、②消費者のイメージが良いことがあげられる。

しかし、短所として①おいしさを保持するため、微生物制御・包材選定・賞味期限設定などの製品設計、流通温度管理などを厳密に行う必要があること、②他の流通温度帯の食品と比較して製造後の品質変化が大きく賞味期間が短いこと、③その結果小ロット多頻度生産をよぎなくされ、品質安定性・加工費の面で不利になることがあげられる。

それに対し冷凍食品は保存中の品質変化がほとんど無く、賞味期間を1年程度に設定できるため、生産ロットを大きくでき、品質安定性・加工費の低減の面ですぐれた長所を持つ。

フローズンチルド食品は、生産時には冷凍品として大ロット生産し、適量づつ解凍後チルド食品として販売することにより、両者の長所を生かした組み合わせ型の食品形態である。ビーフシチュー開発に当たり、手作りのおいしさと大ロット生産の効率性を両立させるためフローズンチルド形態を採用した。

## 2. フローズンチルド食品とは

フローズンチルド食品とは、凍結状態で製造し、お客様の手に渡るまでの間のいざれかの段階で解凍される食品のことである。1975年の『「冷凍食品」等の取り扱いの適正化について』の東京都衛生局長通知で、「冷凍食品を流通過程において解凍すること、又は包装を解いて、ばら売り、量り売りをすることは認めない」と規制されている様に、35年も昔から流通・販売されていた様である。

しかし現在でも法的には「加工食品の表示に関するQ&A（第2集：消費期限または賞味期限について）平成20年11月一部改訂」Q30に、（フローズンチルド食品のように）「流通段階で保存方法を変更する場合は科学的・合理的根拠を持って適正かつ客観的に行われるべきこと」が記載されているだけで、特に定まった定義や統計は無い。

日本冷凍食品協会ではフローズンチルド食品を「冷蔵販売用製品」と呼び、「前処理を施し、

急速凍結を行って、凍結状態で出荷された後、流通段階で解凍され、チルド温度帯で保存・販売される包装食品」と定義すると共に、具体的な表示方法・賞味期限設定を示している。

図1にフローズンチルド食品の解凍時期による区分と無加熱摂取冷凍食品との違いを示した。

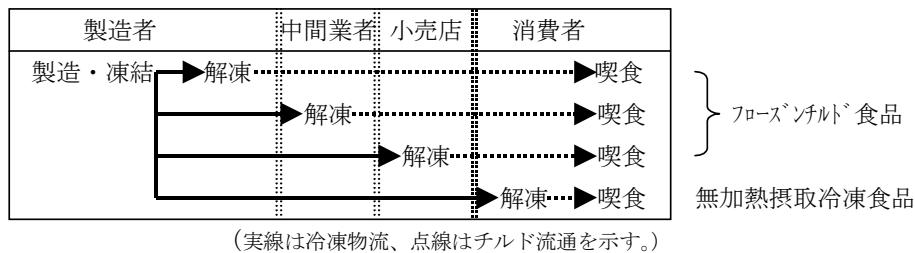


図1 フローズンチルド食品の市場規模と主要品目

### 3. フローズンチルド食品の市場規模と主要品目

1997年と少し古いデータだが、日本冷凍食品協会の調査の結果によると、冷蔵販売用製品（フローズンチルド食品）の市場規模は日本冷凍食品協会加盟各社だけでも9.6万t、607億円とかなりの市場規模である

ことが分かる。

しかしその中身は表1に示す様に、水産物および畜水産加工品が主体であり、これらは適切な処理を行えば、凍結解凍時の変性が少なく、いわば簡単にフローズンチルド化できるもので

ある。野菜のように凍結変性しやすいものの生産は少なく、凍結解凍時の変性防止技術が確立できれば、フローズンチルド食品の応用範囲の拡大が図れるのではないかと思われる。

表1 フローズンチルド食品の生産高（上位5品目）

| 順位 | 品目           | 生産量(t) | 構成比(%) |
|----|--------------|--------|--------|
| 1  | 魚類           | 17335  | 18.1   |
| 2  | 畜産フライ・揚げ物類   | 17071  | 17.9   |
| 3  | 水産フライ・揚げ物類   | 7891   | 8.2    |
| 4  | 甲殻類          | 5484   | 5.7    |
| 5  | ハンバーグ・ミートボール | 5304   | 5.5    |
|    | T O T A L    | 95586  | 100.0  |

\* 1997年日本冷凍食品協会調べ

### 4. ハウス食品におけるフローズンチルド食品開発事例（ビーフシチュー）

10kg/日程度の「手作りビーフシチュー」を厨房で毎日製造販売しているホテルより、弊社にビーフシチューの開発依頼があった。当初人件費削減の意味合いで手作り製法のまま外注したが、外注先のオペレーターとシェフの力量の差のおかげで品質のブレが頻発したこともあり、手作り製法と品質安定性の両立を求めて弊社に依頼があつたのである。

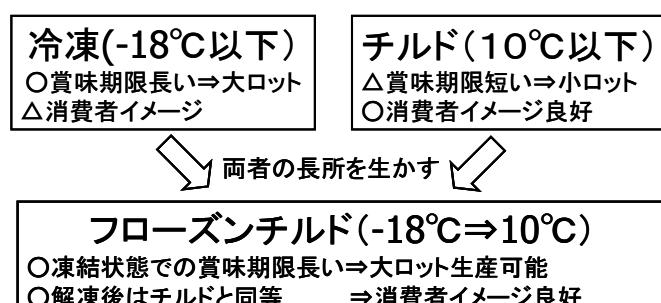


図2 フローズンチルド食品の利点

ホテル側の要望は、賞味期限10°C14日（納入期限4日）・手作りの風味を安定して再現することであり、弊社の得意とする大量生産では対応できず、弊社の不得意なチルド温度帯での小スケール生産が必要であった。そのため、ホテル側に、「フローズンチルド食品として3月に一度1tスケールで生産し、ユーザー側で解凍後チルド販売をしてもらうこと」を提案して了承を得た。図2に冷凍・チルド・フローズンチルドの長所・短所の関係を示した。

実際にフローズンチルド食品として製品化するに当たり、牛肉品質の安定性、人参の食感、ソースの煮込み感という大きな3つの課題があり、各々以下の対応を行った。

#### <牛肉品質の安定性>

最大の課題は、牛肉品質のブレを無くし、常に安定させることであった。ユーザーの手作り製法は、牛肉表面をフライパンで焼き固め、寸胴鍋で長時間煮込むという古典的なものであった。まずホテルシェフへの聞き取り調査を行い、次に弊社研究所内で再現調理試験を行うことにより、牛肉表面の焼き固め方（表面温度・中心温度）、煮込み時のお湯の動きによる「アク」の混入が品質バラツキの要因と推測した。

牛肉表面の焼き固めはフライパンなどのバッチ式の設備では無くジエットオーブンで連続焼成することにより、経験の無いオペレーターでも一定の焼き固め具合にできる様にした。実際に牛肉表面温度・中心温度と出来上がり状態を比較しながら、最適な焼成温度・焼成時間になる条件設定を行った。この際温度・時間だけで無く熱風の強さを調整するのが重要なポイントである。

また「アク」の出方は煮込み時の対流状態・温度・使用設備に熱源により発生時期や量が異なることが分かった。煮込み時に一定の温度制御と適度のタイミングでアク取りすることにより、牛肉品質のブレを無くし、安定性を向上させた。

#### <人参の食感改善>

次に人参の食感の問題である。人参は、冷凍解凍すると食感が極端に柔らかくなるため、フローズンチルド食品に向いていないという欠点がある。そのため野菜に含まれるペクチンの硬化現象を利用し、凍結解凍による食感の軟化現象と組み合わせることにより、適度の食感の人参とすることが出来た。

まず生人参を所定のサイズにカット後60°C程度で保持することで、食感を硬化させる。この現象は60°C程度の温度で人参に含まれるペクチンエステラーゼを活性化させ、ペクチンの脱メチル化反応を促進させることにより、ペクチンにフリーのカルボキシル基が生成することを利用したものである。生成したフリーのカルボキシル基と二価以上の金属イオン（カルシウムなど）との架橋反応により組織強度が高まる。

その後常法通りボイルし、60°C保持による硬化現象と冷凍解凍時の軟化現象と組み合わせることにより、適度な食感の人参にすることことができた。

#### <ソースの煮込み感付与>

最後にソースの煮込み感が不足するとの問題である。ユーザーの手作り製法ではソースと牛肉を長時間煮込むことにより一体感・煮込み感を出していた。長時間の煮込みは生産効率を下げるため、いったんパウチに牛肉・ソースを詰めた後、100°C強の温度で殺菌を兼ねて煮込むことにより、短時間で一体感・煮込み感を付与することに成功した。10°Cで化学反応が2~3倍の速度になるということを利用し、必要な煮込み時間を短くしたのである。

## 5. おわりに

今回の商品開発は「シェフの手作りのおいしさを再現したい」との考えがきっかけになっている。しかしシェフの技法のみに頼ると、オペレーターによる品質のブレの発生、小バッヂ生産、非効率な製法となってしまい、安価で安定した商品開発は困難である。

そのためシェフの技法の再現と共に、温度・時間制御による品質安定化、ペクチン質の硬化と軟化作用を併用した野菜の食感改良、化学反応速度の温度依存性を利用した煮込み感の付与など、さまざまな食品科学的な視点を加え、手作り製法の再現と品質安定化に成功した。

今後も、「シェフの技法」と「食品科学の視点」を融合させ、商品開発に励みたいと考える。

## <文献紹介>

### 『ここがポイントかな？ 食品冷凍技術』

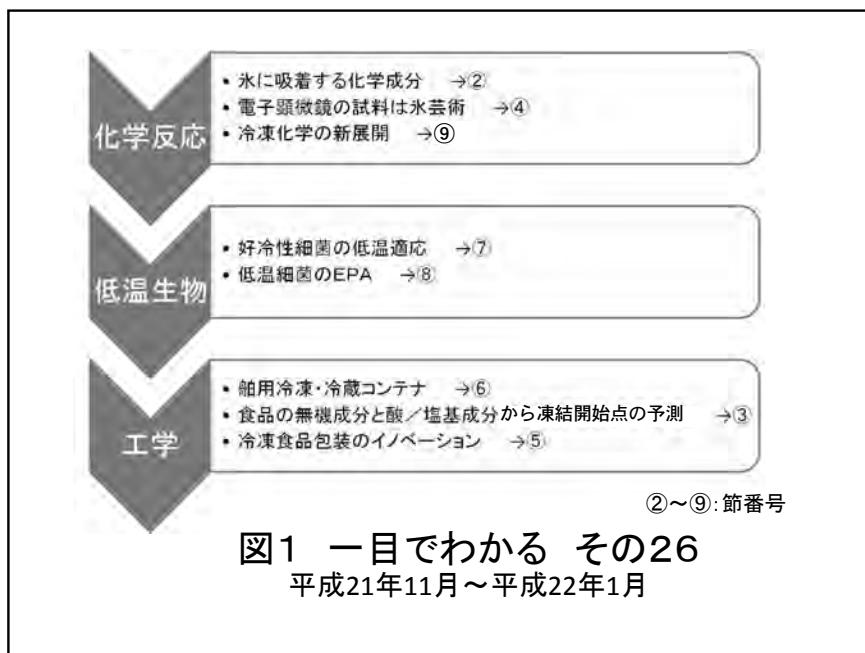
新着文献情報 その26：平成22年1号（平成21年11月～平成22年1月）

社団法人 食感性コミュニケーションズ（日本冷凍空調学会 参与）  
白石 真人

#### 1. はじめに

年明けに図書室で「タンパク質核酸酵素」の折り込みに発行が継続できないとの告示が入っていた。いろいろ理由はあるにしても活字離れの流れは大手出版社でもたとえ良書であってもそれを支えることは難しい時代なのかもしれない。海外の雑誌で横A4版に2ページ分印刷されているのを見た時も投稿論文の多さだけでなく出版不況の波を感じていた。IT技術とともに育ち、プリンターを必要としない世代も育ってきている。学会誌の発行を冊子体から電子版に切り替えを進めているところも多くなっている。原稿はほとんどがパソコンで執筆されていることからすれば読む側のスキルの向上が求められていることになる。

この連載も続けるためには多少の工夫が必要になってくるが、なかなか双向情報価値の共有化は難しい課題として残されている。今回は一目見て内容が把握できるように図1として「一目でわかるその26」を添付してみました。我慢して全体に目を通してくださいのが良いのでしょうが、今何が課題になっているのか？どんな方向に行こうとしているのか？などのヒントがあるのではないかと期待しています。



## 2. 氷の化学（文献1：化学64(2)）

近年の計測技術やコンピューターシミュレーション(CS)の飛躍的な進歩により氷中の水分子や微量成分の挙動について新しい知見が得られ、その結果新たな計測法や測定法が生み出されつつあるという。氷の表面にある水分子が、固体なのか液体なのかというような氷・溶液界面に関する氷の化学の最近のトピックスが紹介されている。

図1：氷表面疑似液層の厚さの温度依存性（横軸は温度-0.01～-10°C、縦軸は厚さ0.1～100nm）

文献値（5種類の曲線）と筆者の報告したアイスクロマトグラフィーによる概算値のプロット（4点）：実験によって求めた氷表面疑似液層の概算値は実験手法や測定した試料（氷）によって同じ温度の測定値でも数～100nmの違いがある。試料だけの問題ではなく氷が接している環境によるが、理想状態に近い測定は難しいのかもしれない。氷表面に不凍タンパク質が特異的に吸着し、氷の成長を妨げるメカニズムについては①タンパク質と氷との直接的な結合の安定性、②結合面でのタンパク質の水和状態等について最新の研究に触れている。CSの報告も多いがやはり不凍タンパク質機能の分子過程に資する有効な実験手法が出現し実験的な解明が進むことが期待されている。氷の表面に存在する分子のゆらぎはC s<sup>+</sup>（上付き）ビームを用いる反応性イオン散乱や低エネルギーイオン散乱法で実験的に直接とらえる試みがある。

図2：氷表面でのH<sub>2</sub>OとD<sub>2</sub>Oの拡散（横軸は温度100～140K）、縦軸は表面相対濃度0～0.8、グラフはH<sub>2</sub>Oが右肩上がり、D<sub>2</sub>Oが右下がり、HDOがわずかに右上がり、相対濃度なのでそれぞれを加えると1になると思われるがH<sub>2</sub>OとD<sub>2</sub>Oのグラフがほぼ0.5近くで交差する温度は110Kである。このデーターから氷表面における水分子の拡散係数を算出している。氷表面のNaClは温度上昇とともにイオンとして別々に動き、C 1<sup>-</sup>は部分水和した状態で表面にとどまり、一方Na+110K以上では氷の内部に潜り込む。アイスクロマトグラフィーでは氷表面の吸着特性を物質分離に利用している。

図3：アイスクロマトグラフィーによる緑茶成分の分離（横軸は時間0から50分、縦軸は吸光度0から700×1000、と移動相成分比0～35まで。移動相：ヘキサン（0～3.7分）から6.0%ジエチルエーテル/ヘキサン（49.0分）へのグラディエント溶出。検出：可視吸収（λ=420nm）、温度：-10°C

分離された成分の記載は略されている。このことは新しい分析方法だけでなく、氷の表面の性質についても興味あるデーターが蓄積されていくと思われる。筆者は後述の冷凍11月号特集「冷凍化学の新展開」で、氷を用いる分離—アイスクロマトグラフィーを詳細に解説している（冷凍84, 922～928ページ）。

## 3. 食品別の平均分子量を用いて食品の冷凍特性値を予測する方法（文献2：W. Boonsupthip,）

食品を凍結する際の熱的な物理学的特性は食品の温度、化学成分の組成、構造等に依存している。その特性には凍結開始点（T<sub>F i</sub>）、自由水／不凍水比（X<sub>I</sub>／X<sub>U</sub>）、熱伝導度、密度、エンタルピー等が含まれる。食品の凍結過程、凍結貯蔵条件、凍結装置等を設計するときに、特性値の予測のために数値推算法（数式モデル）では熱伝達計算（process of heat transfer calculation）を必要とする。本報告では予測モデルを開発するにあたってまず最初の2つのパラメータ（凍結開始点（T<sub>F i</sub>）、自由水／不凍水比（X<sub>I</sub>／X<sub>U</sub>））について検討している。

さまざまなモデルがこれまでにも報告されているが、筆者らは食品中の無機成分 (M E, minerals) の分子量と酸／塩基成分の分子量から食品凍結過程での特性値の予測している。脂質成分の存在は計算では無視している。

食品中の水は 2 成分モデルで定義している、食品成分表は (Food Composition and Nutrition Table. 1994) による。

表 1 : 食品中の主要無機成分と酸／塩基成分の特性値

無機成分：ナトリウム (22.99)、マグネシウム (24.31)、リン (30.97)、塩素 (35.45)、カリウム (39.10)、カルシウム (40.08)、平均 (32.13)、および酸／塩基成分：硝酸塩 (62)、シュウ酸 (126.10)、乳酸 (90.03)、リンゴ酸 (134.10)、ビタミンC (176.10)、クエン酸・イソクエン酸 (130.07)、平均 (130.07)

図 1 : 果物96種類の無機成分 (図のA)、酸／塩基成分 (図のB) を棒グラフ (縦軸は重量%) で示している。

表 2 : 食品カテゴリー毎の無機成分と酸／塩基成分の平均分子量 (提案値)

食品の種類：モデル (32.13、NA) ①果物 (39.00、163.10) ②野菜 (39.00、163.10) ③肉 (32.13、90.03) ④魚介類 (32.13、176.10) ⑤乳 (32.13、176.10) ⑥チーズ (32.13、90.03)。

( ) の中はそれぞれ無機成分と酸／塩基成分の数値

表 3 : 凍結開始点°Cの実測値と予測値の比較：

食品は98.28%ゼラチンゲル、83.50%西洋ナシ、92.60%アスパラガス、69.60%鶏胸肉、75.60%エビ、87.11%全乳、78.00カッテージチーズ

図 2 : 表 3 の食品カテゴリーの凍結開始点の差異を棒グラフで図示した (縦軸は凍結開始点°C)

図 3 : 6 種類の食品カテゴリー毎の凍結開始点の実測値と予測値の散布図 (モデルと乳製品が比較的相関性が高い)。

表 4 : 85.5%玉ねぎと85.1%モモの凍結温度 (-40~0 °C) での凍結水分含量 X I (自由水) の実測値と予測値

本文中で報告した予測法では 6 種類の食品で、食品成分値が使えない場合でも実測値とほぼ同様の予測値が得られているとしている。

#### 4. クライオ電子顕微鏡法—生きた状態に近い生体分子の真の姿を求めて (文献 3)

時間的・空間的に見る生命医科学の最新テクノロジ特集の一編である。「生きて動いていた瞬間の、ある特定の機能状態」を反映した生体試料の観察法の開発が続けられている。生物試料の顕微鏡観察では固定法、脱水法、染色法などによる変質が避けられないが、試料作製で起きるこれらの問題は凍結法により解決が可能である。試料の水を10,000~20,000°C/秒で瞬間に非晶質の氷とすれば化学固定や脱水は不要になる。時間的には生きていた瞬間を固定できる可能性がある。透過型電子顕微鏡でも液体窒素温度に近い状態で観察できる。このことにより電子線照射による試料損傷も防げる。

図 1 : クライオTEM (透過型電子顕微鏡) による生体分子の構造解析 (試料タンパク質溶液 (IP<sub>3</sub>受容体) を直径 1 μm程度のカーボン膜の穴に入れて、単粒子として解析した例)。

図2：クライオTEMによる結晶性膜タンパク質の構造解析（フローチャート（A）、バクテリオロドプシンの原子レベルの3次元構造解析（B）、チューブ状結晶かららせん対称性を利用した結晶解析により明らかにされたアセチルコリン受容体の原子レベルの3次元構造

図3：さまざまなクライオEMによる組織・細胞の構造解析（フローチャート（A）、大腸菌のCEMOVISによるクライオTEM像（B）、加圧凍結による固定、クライオTEMはcryo-electron microscopy of vitreous sections、非晶質氷切片の低温電子顕微鏡観察法

最先端の技術開発が1枚の写真に凝縮している。

## 5. チルド・冷凍食品包装の世界潮流（文献 4）

クライオヴァック社の関係者が「食品包装の未来ビジョン2009」の特集で書いている。自社製品だけでなく欧米の冷凍食品の流行などが紹介されている。

①米のレディーミールの市場動向の中で、英国の調理済み食品のメガトレンドとして次の3つをあげている。「時間的な要因」、「安全性の要因」、「知覚的な要因」。近年売り上げが頭打ち傾向にある冷凍食品メーカーでは、「冷凍食品は生鮮品やチルド食材より信頼性が高いことが栄養学上証明されている」というキャンペーン活動を行っているという。

写真のタイトルは「機能性パッケージの採用に高まる期待」、「質の良し悪しがミールソリューションの成功を左右」、「食べきりサイズ開発も加速」である。

②市場を動かすメガトレンド、

③市場拡大の原動力、写真のタイトルは「電子レンジの普及は食生活に大きな変化」。

④品質による差別化、

⑤良質のパッケージングが差別化の鍵、写真のタイトルは「レディミールは多様な展開へ」、「Simple Stepsのパエリア」。

⑥真空調理法スー・ビー、

⑦電子レンジ調理、写真は「Simple Stepsの温野菜」。

⑧フードサービス成功の鍵、

⑨シンプルステップス、写真は「Cryovac BDF」、「Cryovac Simple Steps を採用したHome Foods 社の商品」。

⑩チルドピザの鮮度保持包装と賞味期限の延長、写真は「Pizzafresh」。

⑪クオリティパッケージの展望、

⑫ 欧州コンビニエンスフード市場の展望、写真はSimple Steps のマリネ肉。

⑬イタリアの市場動向、(14)これからのレディミール包装、写真のタイトルは「今後は減容減量化包装も重要な開発テーマに」。⑩のチルドピザに関連して「英国では、冷凍ピザよりもチルドピザの方が一般的である。市場の成長速度も速いようだ」とある。Quick Frozen Food Internarional、Oct. 2009 の2009 Global Frozen Foods Almanac : West best in frozen food growth; Central Europe still lags behindに欧州の冷凍食品市場統計が出ているが英国の冷凍ピザは数量、金額とも2006/2009比では伸びている。なかなか統計資料だけでは現地の事情を理解することは難しいのかもしれない。

デパチカのお惣菜を少量買っても電子レンジの再加熱で自動開口する複雑なポリ袋に入れてくれる（本文によればMicro Steamerと。いうのかもしれない）。日本の包装素材メーカー

の講演が年末講演会であったが、パッケージは最も消費者に近いところで商品価値を訴えることになるので最も時代に敏感なのかもしれない。

## 6. 船用冷凍・冷蔵コンテナ技術の変遷（文献 5）

今日の豊かな食生活のための安全な生鮮食品のグローバルな供給はコールドチェーン技術によるが、その発展を支えてきた1つの応用技術がコンテナリゼーションである。食品冷凍の技術革新により生鮮貨物の海上輸送がめまぐるしく変遷してきたことについて輸送技術からまとめている。世界中で稼働している船用冷凍・冷蔵コンテナは2008年80万台に達している（2015年の最大予想値は150万台）。コンテナの開発は1940年代の米国で軍事物資輸送用として始まっている。米国陸上運送会社マックレーンインダストリー社がオンデッキでシャーシー架装型コンテナ60個を積載した海上輸送を始めた（1960年にSea Land社と改名）。1962年には海上輸送用のISO規格がジュネーブで承認されている。冷凍輸送は「冷凍運搬船」→ポートホールコンテナ→ディゼルエンジン駆動式冷凍装置付きコンテナ（ノーズマウント冷凍装置）→機械式制御・トップフローダクト付きフラッシュマウント型冷凍装置によるコンテナー（現在の冷凍・冷蔵コンテナの原型）→エンドウォール型冷凍・冷蔵装置、マイコン制御（電子制御）方式による温度管理→ボトムフロー式による庫内冷気の循環方式等と移り変わった。収容スペースを増やすための薄型装置開発などがあり、地球温暖化防止のためのモントリオール議定書に伴うフロンガス規制で代替冷媒への転化、レシプロ型コンプレッサーから小型のスクロールコンプレッサーへの代替が1990年代に始まった。

図1 冷凍・冷蔵コンテナの冷風吹き出し方式（トップフローシステム、ボトムフローシステム）

図2 スクロールコンプレッサー搭載冷凍。冷蔵装置（写真）

図3 薄型エンドウォール式冷凍・冷蔵コンテナ（20フィートコンテナ、40フィートコンテナ、写真）

高付加価値輸送技術として①Super Reefer Container（地中海マグロ輸送用）、②Cool Tech Container（寒温冷蔵コンテナ）

図4 Cool Tech Container内部構造（庫内温度分布の均一化（ $\pm 0.2^{\circ}\text{C}$ ）、乾燥防止用加湿装置、エチレンガス吸収用フィルター等）、③C/A Container（Controlled Atmosphere Container）、窒素ガス、炭酸ガス等の混合ガス使用、高気密性のコンテナ、④ATO/DL0 Container（Agrotechnical Research Institute/ Directorate Agrotechnical Research）（球根の海上輸送、オランダ農務省の下部機関（ATO）の基準）、⑤De-Humidity Container（防湿コンテナ）（庫内湿度75%～30%の範囲で調整可能）、⑥Cold Treatment（United States Depertment of Agriculture, USDA コンテナ）（柑橘類の地中海ミバエ対策として害虫の侵入を予防）、

図5 USDA コンテナにおける芯温計測センサー（写真）

⑦Dual Reefer Container（危険物輸送用）（冷凍機が2台取り付けられている、IMO危険物輸送規定）

最新技術と環境対策として、①Power Cable Monitoring System（衛生通信システムなどにより遠隔地でコンテナ毎の運転状況を監視）、②データファイル機能付電子コントローラ（コ

ンテナ搭載のCPUの記録データーをインターネットに接続)、

図6 データファイル機能付電子コントローラ(写真)

③省エネ対策型冷凍コンテナユニット(インバータコントロールシステム等により電力消費量が従来機種の1/3~1/4に抑えられている)、④次世代冷媒、⑤新型断熱素材研究(発泡ウレタンから真空断熱パネルや断熱塗料の開発)、⑥遮熱塗料技術(日射の赤外波長域を反射させることにより冷凍機負荷を50%近く軽減)

食品冷凍技術の発展、展開の一面を映しているが、カタカナ、英文字が多く経済的な評価も直接的であり、国際規格、基準など国際間取引の難しさ等もあるのかもしれない。

## 7. 好冷性細菌の低温適応に関わるタンパク質とリン脂質(文献 6 栗原達夫他、生化学)

「極限環境で働くタンパク質の特徴と利用」という特集の中で0℃付近の低温環境に適応した好冷性細菌の産業利用の基盤となる好冷性酵素の構造的特徴、低温誘導タンパク質の網羅的解析、高度不飽和脂肪酸含有リン脂質の役割など基礎研究成果をまとめている。特集の序論で「極限環境で働くタンパク質は、どこが違うのか?」(石野 良純)で「タンパク3000プロジェクト(文部科学省)」、「ターゲットタンパク質研究プログラム」などでタンパク質の構造と機能解析がポストゲノムとして世界中で進められた。

一般的に極限環境微生物は温度が-2~15℃、60~110℃、塩濃度が2~5M NaCl、pH 4以下または9以上というような生育条件を必要とする。その生育には極限環境酵素の機能が重要であるが、産業利用も進んでいる。洗剤、衣料、紙パルプ、皮革などの工業分野、菓子、果物、甘味料、乳製品、野菜などの食品加工、動植物飼育、医薬原体生産、診断薬、研究用試薬など多くの分野で実用化されている。PCR用DNAポリミラーゼは超高熱菌が产生する極限酵素の利用である。今日でも極限タンパク質の構造と機能との関係は規則的に統一された構造活性相関として理解に至っていないということはまだ奥が深い。

「好冷性細菌の低温適応に関与するタンパク質」では好冷性酵素の多くは反応原系から遷移状態への移行に伴って切断される結合の数が少なく、活性化エンタルピーが小さくなっている。酵素の活性部位が高いフレキシビリティーを持つことを意味するが熱安定性を低下させる酵素の構造的特徴が9項目挙げられている。低温で反応を行うことが望ましい場合や使用後に穏和な条件で酵素を失活させたい食品加工用酵素等として有用である。

「低温誘導性タンパク質」では好冷性細菌の低温環境適応に重要なタンパク質を見つけるため遺伝子解析により低温誘導性タンパク質が報告されている。筆者らは南極海水の好冷性細菌を研究している。

表1 *S. livingstoneensis* Ac10の低温誘導タンパク質(遺伝子、発現タンパク質、スポット強度、誘導率、アクション番号)

好冷性細菌の低温適応に関与するリン脂質ではこの菌は4℃付近で発育する時、高度不飽和脂肪酸エイコサペンタエン酸(EPA)を誘導生産する。

図1 EPA含有リン脂質の構造(ホスファチジルエタノールアミンとホスファチジルグリセロールが存在する)

図2 EPAを欠損した*S. livingstoneensis* Ac10の生育特性(横軸に培養時間0~60時間、縦軸は吸光度 OD600で示した増殖曲線)

図3 EPAを欠損した*S. livingstoneensis* Ac10の形態学的特徴（光学顕微鏡、電子顕微鏡写真）

EPAは細胞膜の流動性だけでなく別の機能を有していることを示唆している。

好冷性細菌を利用したタンパク質低温生産システムの開発ではこの好冷性細菌を外来タンパク質高生産の宿主として、熱安定性の低い好冷性酵素の高生産に適したタンパク質低温生産システムの開発を試みている。

図4 *S. livingstoneensis* Ac10と*E. coli*を宿主とした外来タンパク質の生産

タンパク質の種類によっては高発現系の1つであるT7プロモーター (*E. coli*) を利用した系に匹敵する生産がみられた。

## 8. 低温細菌における長鎖高度不飽和脂肪酸の生合成と機能（文献 7 栗原達夫他、蛋白質核酸酵素）

「長鎖高度不飽和脂肪酸の生合成」ではヒト、線虫、カビ、細菌などでの高度不飽和脂肪酸の生合成が詳しく解説されている。

図1 n3系長鎖高度不飽和脂肪酸含有リン脂質の構造

図2 線虫やカビにおけるEPAの生合成経路

図3 細菌におけるEPA やDHAの生合成遺伝子群

図4 細菌におけるEPAの生合成経路

「低温細菌における長鎖高度不飽和脂肪酸含有リン脂質の機能」では低温誘導性EPA含有リン脂質が低温適応に関与する可能性を調べている。

図5 EPA欠損株における*S. livingstoneensis* Ac10の生育特性（4℃と18℃での生育曲線、横軸は0～240時間）

図6 EPAを欠損した*S. livingstoneensis* Ac10の形態学的特徴（光学顕微鏡、電子顕微鏡写真）

長鎖高度不飽和脂肪酸含有リン脂質が膜タンパク質の機能と安定性、特定の膜タンパク質の機能発現に関わっている可能性等について詳述している。

## 9. 冷凍の特集の紹介

11月号

[特集：冷凍化学の新展開]

特集にあたって、白石真人 2 (914)

1. 凍結状態で進む化学反応

1.1 凍結状態で促進される反応、竹中規訓 3 (915)

1.2 氷を用いる分離－アイスクロマトグラフィー、田友衣子・岡田哲男 10 (922)

1.3 不凍糖タンパク質の氷／水溶液界面吸着と氷結晶成長、古川義純 17 (929)

2. 食品の品質を向上させる凍結中の化学変化の制御

2.1 氷核タンパク質の食品加工への応用、舟木淳子 23 (935)

2.2 シジミの凍結処理によるオルニチン含量の変化、内沢秀光・奈良岡哲志・松江 一

・小野伴忠 27 (939)

- 2.3 マグロ類筋肉の低温貯蔵中におけるミオグロビンの挙動とその制御法、落合芳博 35  
(947)
- 2.4 凍結解凍後のエビ類における黒色化の防除策、足立亭介 41 (953)
3. 冷凍化学による付加価値創造
- 3.1 潜熱蓄熱材を用いたオフライン方式による排熱利用システム、岩井良博・定塚徹治  
45 (957)
- 3.2 魚肉アクトミオシンの氷藏中におけるSH基の酸化および酸化処理した晒肉のゲル形成能、  
伊藤慶明 51 (963)
- 3.3 産業用低温活性酵素の基礎と応用、星野 保 59 (971)  
[食品技術講座 5]
- 食品の安全・環境技術に役立つ冷凍講座第8回食品中の金属、吉村悦郎 72 (984)

## 12月号

- [特集：極低温の冷却設備]
- 特集にあたって、池内正充 3 (1003)
1. 極低温技術の現状と将来、上岡泰晴 5 (1005)
2. 極低温の冷却設備
- [食品技術講座 5] 食品の安全・環境技術に役立つ冷凍講座第9回冷凍米飯 水谷順一 65  
(1065)
- [最近気になる用語] うま味 (umami) 村田裕子 78 (1078)

## 1月

- [特集：グローバルで貢献する冷凍空調技術]
- 特集にあたって、須田順一 3 (3)
1. 冷凍空調技術に影響を及ぼすグローバルトレンド
- 1.1 世界の空調市場の推移と今後について、吉本 正 4 (4)
- 1.2 欧州のエアコン・ヒートポンプ機器の省エネルギー規制動向、片岡修身 9 (9)
- 1.3 最新の冷媒動向 ー低GWP候補冷媒適応機器のLCCP予測ー、平原卓穂・藤本 悟  
15 (15)
- 1.4 世界のライフスタイルと生活家電、須田順一・松宮年香・宮地知子 21 (21)
2. 冷凍空調技術のグローバル展開
- [食品技術講座 5] 食品の安全・環境技術に役立つ冷凍講座 第10回食品高压研究ーその基礎  
と食品開発の動向ー、山本和貴 60 (60)

## 10. おわりに

新着雑誌の最新情報を多忙を極める現業の読者に簡潔に紹介するように求められているが、最近毎日のように神保町の通りをぶらぶらしていると、食品技術関係の古書に気がつくようになった。植物工場、ヒートポンプ、省エネ・環境保護、食品の健康機能、加工食品の謎などの話題はさすがに開発初期から今日につなげる発想があったことがうかがわれて興味深い。図書

館に行く機会が必要出るが、昔からある技術も改良が積み重ねられ、飛躍的に実用化・普及の段階にきていると実感されるものが多い。EDEXの展示会でもまだ食品関係では関心が低いように見受けられた。新規技術開発も大きな利益をもたらすであろうが、最新の実用化技術の導入も品質向上、経費削減、環境対応などで新規技術開発のような活力と利益を生み出していく可能性が高まっているので、新着雑誌から探していきたいと考えています。

|     | 著者  | タイトル  | 誌名                               | 巻(号)              |
|-----|---|---|----------------------------------|-------------------|
| 文献1 | 岡田哲男  | 氷の化学  | 化学                               | 64(2), 68-69      |
| 文献2 | Waraporn. Boonsupthip, Tanaboon Sahaanantakul, Dennis Heldman | Use of average molecular weights for product categories to predict freezing characteristics of foods 食品別の平均分子量を用いて食品の冷凍特性値を予測する方法(文献3:) | j. Food science                  | 74(6), e417-e425  |
| 文献3 | 伊藤喜子、宮澤淳夫   | 特集「時間的・空間的に見る生命医科学の最新テクノロジー」 クライオ電子顕微鏡法   | 実験医学                             | 28(1), 39-43      |
| 文献4 | Garry Sayer, 伊藤俊也   | チルド・冷凍食品包装の世界潮流   |                                  |                   |
| 文献5 | 羽根田誠、永井義和、菅原広、矢田部孝、上井博明                                       | 舶用冷凍・冷蔵コンテナ技術の変遷  | 日本マリンエンジニアリング学会誌                 | 44(4)、131-134     |
| 文献6 | 栗原達夫、川本純、江崎信芳   | 特集「極限環境で働くタンパク質の特徴と利用」 好冷性細菌の低温適応に関わるタンパク質とリン脂質、  | 生化学                              | 81(12), 1072-1079 |
| 文献7 | 栗原達夫、川本純、江崎信芳   | 低温細菌における長鎖高度不飽和脂肪酸の生合成と機能   | 蛋白質核酸酵素                          | 55(1) 94-99       |
| 8   | 中村孝   | 特集「冷凍冷蔵・鮮度保持機器」食品製造の現場における中低温空調の役割とコントロールシステム   | 食品機械装置                           | 10・2009、90-96     |
|     |   | 2009 Global frozen almanac October 2009   | Quick Frozen Food Internationalo |                   |
| 9   | 叶一之   | 特集「冷凍冷蔵・鮮度保持機器」 プラズマエネルギー活用の食品冷蔵システムについて  | 食品機械装置                           | 10・2009、75-81     |
| 10  | 石野良純  | 特集「極限環境で働くタンパク質の特徴と利用」 序論：極限環境で働くタンパク質は、どこがちがうのか？   | 生化学                              | 81(12), 1035-1037 |
| 11  | 相良泰行  | 食嗜好評価に基づく冷凍米飯の最適保藏温度条件～高齢者の食嗜好と粘弾性特性の相関関係分析法～   | 日本食品科学工学会誌                       | 56(11), 558-572   |
| 12  | D. Goral, E. Kluza  | Cutting application to general assessment of vegetable texture change   | J. Food Engineering              | 95, 346-351       |

|    |  |  |                     |                |
|----|--|--|---------------------|----------------|
| 13 | Jinhee Yi,<br>William L. Kerr  | Combined effects of dough freezing<br>and strange conditions on bread<br>quality factors | J. Food Engineering | 93(), 495-501  |
| 14 | 栗原達夫、江崎信芳  | 特集「特殊環境下で機能する酵素（生体触媒）低温下で機能する酵素  | 化学工学                | 73(7), 324-327 |
| 15 | 長棟輝行   | 特集「特殊環境下で機能する酵素（生体触媒）特殊環境下で機能する酵素（総論）  | kagakukougaku       | 73(7), 316-319 |
| 16 | 小柳津周、荻原博和  | 低温保存における白菜浅漬の微生物叢および化学的性状について  | 日本調理科学会誌            | 42(5), 322-326 |
|    | 鈴木徹、竹内友里、<br>益田和徳、渡辺学、<br>白樫了、福田裕、<br>鶴田隆治、山本和貴、<br>古賀信光、比留間直也、<br>一岡順、高井皓 | 食品凍結中に磁場が及ぼす効果の実験的検証   | 日本冷凍空調学会論文集         | 26(4),         |
|    | 内海優、渡辺学、<br>大迫一史、白井隆明、<br>鈴木徹  | たらこ原料としてのスケトウダラ卵の冷凍によるダメージ   |                     | 26(4),         |

<日冷検情報>

**平成22年度 セミナ一年間スケジュール（月別）**

財団法人 日本冷凍食品検査協会  
企画開発事業部

| 実施内容  | 4月                      | 5月  | 6月   | 7月   |
|---|-------------------------|---|--|--|
| 【表示基礎コース】<br>(新任、新入社員向け)<br>(1日間)<br>※入門コース（半日）<br>東京会場のみ | 東京(4/16)※入門<br>東京(4/23) | 東京(5/11)※入門<br>福岡(5/11)<br>大阪(5/13)<br>神戸(5/14)<br>仙台(5/14)<br>名古屋(5/20)<br>東京(5/20、21) | 清水(6/4)<br>札幌(6/25)  | 金沢(7/8)<br>名古屋(7/22)<br>東京(7/22、23、24)               |
| 【表示実践コース】<br>(実務者向け)<br>(2日間×2回)                          |                         |   | 東京第1クール(6/10、11)<br>大阪第1クール(6/24、25)                                       | 東京第2クール(7/8、9)<br>大阪第2クール(7/15、16)                   |
| 【品質管理基礎コース】<br>(新任、新入社員向け)<br>(1日間)                       | 東京(4/22)                | 東京(5/27、28)<br>札幌(5/28)   | 福岡(6/2)<br>大阪(6/3)<br>神戸(6/4)<br>仙台(6/4)<br>清水(6/16)<br>名古屋(6/24)          | 金沢(7/9)  |
| 【その他コース】  |                         |   | 【異物対策】<br>東京(6/24、25)  |  |
| 実施内容  | 8月                      | 9月  | 10月  | 11月  |
| 【表示基礎コース】<br>(新任、新入社員向け)<br>(1日間)<br>※入門コース（半日）<br>東京会場のみ | 福岡(8/3)<br>東京(8/31)※入門  | 松山(9/9)<br>広島(9/10)<br>新潟(9/10)<br>名古屋(9/16)<br>東京(9/30)<br>仙台(9月下旬)                    | 福岡(10/5)<br>松本(10/7)<br>清水(10/8)<br>高松(10月上旬)                              | 大阪(11月上旬)<br>名古屋(11/18)<br>東京(11/25、26)<br>仙台(11月下旬) |
| 【表示実践コース】<br>(実務者向け)<br>(2日間×2回)                          | 東京第1クール(8/26、27)        | 東京第2クール(9/16、17)  | 東京第1クール(10/14、15)<br>広島第1クール(10月上旬)  | 東京第2クール(11/11、12)<br>広島第2クール(11月上旬)                  |
| 【品質管理基礎コース】<br>(新任、新入社員向け)<br>(1日間)                       | 松山(8/5)<br>広島(8/6)      | 福岡(9/2)<br>新潟(9/9)  | 東京(10/1)<br>松本(10/8)<br>清水(10/20)<br>名古屋(10/21)                            | 札幌(11/2)<br>福岡(11/9)<br>高松(11月下旬)                    |
| 【その他コース】  | 【HACCP】<br>東京(8/5、6)    |   | 【異物対策】<br>札幌(10/28、29)<br>東京(10/28、29)<br>大阪(10月下旬)                        |  |
| 実施内容  | 12月                     | 1月  | 2月   | 3月   |
| 表示基礎コース<br>(新任、新入社員向け)<br>(1日間)<br>※入門コース（半日）<br>東京会場のみ   | 札幌(12/3)                | 東京(1/14)<br>福岡(1/18)<br>仙台(1月下旬)  | 東京(2/4)※入門<br>清水(2月)   | 福岡(3月上旬)<br>名古屋(3/17)<br>東京(3/18)                    |
| 【表示実践コース】<br>(実務者向け)<br>(2日間×2回)                          |                         | 名古屋第1クール(1/26、27)<br>東京第1クール(1/27、28)<br>札幌第1クール(1/27、28)<br>大阪第1クール(1月下旬)              | 東京第2クール(2/17、18)<br>名古屋第2クール(2/23、24)<br>札幌第2クール(2/24、25)<br>大阪第2クール(2月下旬) |  |
| 【品質管理基礎コース】<br>(新任、新入社員向け)<br>(1日間)                       |                         |   | 福岡(2/2)<br>仙台(2月下旬)  | 名古屋(3/18)<br>清水(3月)                                  |
| 【その他コース】  |                         |   | 【HACCP】<br>大阪(2月上旬)  | 【HACCP】<br>東京(3/3、4)<br>札幌(3/16-18)                  |

※都合により日程を変更する場合があります。

【問い合わせ先(総合窓口)】

財団法人 日本冷凍食品検査協会 企画開発事業部

東京都港区芝大門2-4-6 豊国ビル4階

Tel : 03-3438-1895 Fax : 03-3438-2747

担当： 菊井 光治郎 E-mail : k\_kikui@jffic.or.jp

※問い合わせにつきましては、メールにてお願いいたします。

<事務局連絡>

平成22年度 年間活動予定（スケジュール）

冷凍食品技術研究会事務局

平成22年度（10/4/1～11/3/31）の冷凍食品技術研究会活動予定をお知らせします。

| 行事内容  | 10/4月 | 5月               | 6月                | 7月 | 8月               | 9月              |
|-------|-------|------------------|-------------------|----|------------------|-----------------|
| 総会    |       |                  | 6/4～5<br>(金)<br>○ |    |                  |                 |
| 工場見学会 |       |                  | 6/4<br>(金)<br>○   |    |                  |                 |
| 講演会   |       |                  | 6/9<br>(水)<br>○   |    |                  | 9/1<br>(水)<br>○ |
| 理事会   |       |                  |                   |    | 8/上旬<br>○        |                 |
| 編集委員会 |       | 5/28<br>(金)<br>○ |                   |    | 8/27<br>(金)<br>○ |                 |

| 行事内容        | 10月               | 11月        | 12月               | 11/1月     | 2月        | 3月          |
|-------------|-------------------|------------|-------------------|-----------|-----------|-------------|
| 親子工場見学会     | 10/16<br>(土)<br>○ |            |                   |           |           |             |
| 講演会         |                   |            | 12/10<br>(金)<br>○ |           |           | 3/2(水)<br>○ |
| 講習会（空調学会共催） |                   |            |                   | 1/下旬<br>○ |           |             |
| 理事会         |                   |            |                   |           |           | 3/中旬<br>○   |
| 編集委員会       |                   | 11/下旬<br>○ |                   |           | 2/下旬<br>○ |             |
| H P 委員会     | 10/中旬<br>○        |            |                   |           |           |             |

\* 上記スケジュールは諸事情により変更される場合があります。

## <編集後記>

昨年9月から兼田に代わり、編集委員になりました極洋の石村です。よろしくお願ひ致します。

弊社の最寄駅は地下鉄丸の内線・赤坂見附ですが、私は歩く距離を少し伸ばそうと朝だけ一つ手前の国會議事堂前で降りています。首相官邸、消費者庁の入っている山王パークタワー、日枝神社の横を通り弊社のある国際山王ビルまで、約10~11分の距離です。今回の編集後記は、消費者庁、加熱調理の必要性の表示、日枝神社の桜の三つについて書きたいと思います。

消費者庁は昨年家賃の件で色々言われましたが、減額してもらうことによりそのまま同じビルに入っています。弊社では先月、協力工場の品質管理担当者に来ていただいて勉強会を開催しましたが、その時のテーマの一つとして「消費者庁発足と食品表示制度について」という講演を外部の方にお願いしました。講演資料として消費者庁作成の表示のパンフレットが数十部必要になりましたが、カラーコピーをするにも部数が多くどうしようかと思っていました。そこで消費者庁には一度行ってみたいと思っていましたので、直接消費者庁の担当官に電話をしあれば頂けないかとお願いした所、快く承諾していただきました。山王パークタワーの1階で氏名等を書き5階の待合室のような部屋で面会し、資料をいただきました。農林水産省や厚生労働省のような各課まで入れる役所と違い、ちょっと寂しい気がしましたがセキュリティーのためにそうなるのでしょうか。

二つ目ですが、冷凍食品の一括表示で使われる「加熱調理の必要性」という事項名の法令での出典先を調べておきましたら、食品衛生法では「加熱を要するかどうかの別」があるだけで、「加熱調理の必要性」という言葉自体はありませんでした。ところがJAS法の野菜冷凍食品の品質表示基準にはその言葉が出ており、その規定がされていました。食品衛生法で決められた表示の内容を表す言葉ですが食品衛生法自体ではなく、JAS法の品質表示基準に出ているのは何とも不思議な気がします。その後、古いことをご存知の方にお聞きすると、「加熱調理の必要性」はかなり前に(社)日本冷凍食品協会の委員会でその言葉に統一して使うようにしたことです。それが定着し、JAS法の品質表示基準にも使われるようになったのではないかと私は推測しています。今後、野菜冷凍食品の品質表示基準にそのことがそのまま残るのか、なくなるのか消費者庁の考え方によるのでしょうか。また「凍結前加熱の有無」についても同様の経緯と思われます。

三つ目ですが、そろそろ南の方から桜の開花宣言が出される時期になってきました。昨年暮れに日枝神社の西参道の鳥居の両脇で、ピンク色の花が2分程咲いているのを見つけました。近づいてみると梅ではなく桜でした。桜の種類が分かればと思って神社の人聞いてみましたが、寒桜としか分かりませんでした。満開を過ぎても2月下旬まで咲いており、寒い時期に何とも心をなごませてくれることでした。

さて、3月は人事異動の時期で編集委員でもお二人の方が交代になります。相川さんは6年、丸山さんは1年半お疲れさまでした。今後も外からのバックアップをお願い致します。

(石村)

|                  |         |          |     |                             |  |
|------------------|---------|----------|-----|-----------------------------|--|
| 編<br>集<br>委<br>員 | 相 川 肇   | (日本水産)   | 発行所 | <b>冷凍食品技術研究会</b>            |  |
|                  | 荒 木 周 慶 | (明治乳業)   |     | 〒105-0012                   |  |
|                  | 石 村 和 男 | (極洋)     |     | 東京都港区芝大門 2-4-6              |  |
|                  | 小 泉 榮一郎 | (ライフフーズ) |     | 豊国ビル 4F                     |  |
|                  | 丸 山 純 一 | (ニチレイ)   |     | (財)日本冷凍食品検査協会内              |  |
|                  | 吉 田 哲 夫 | (アクリフーズ) |     | (TEL)03-3438-1414 (FAX)2747 |  |
|                  |         |          |     |                             |  |
|                  |         |          |     |                             |  |